

大崎市国土強靭化地域計画 (第2期)

中間案



令和7年●月

宮城県大崎市

目次

第1章 基本的な考え方 ······	1
1 策定の趣旨 ······	1
2 計画の位置付け ······	1
3 計画期間 ······	3
4 計画の対象想定災害 ······	3
5 第2期計画へ位置づける新規事項、今後取り組むべき課題 ······	4
第2章 国土強靭化施策の脆弱性評価結果・推進方針 ······	7
1 脆弱性評価の考え方 ······	7
2 想定するリスクの設定 ······	7
3 基本目標 ······	7
4 事前に備えるべき目標 ······	8
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ······	8
6 施策分野の設定 ······	10
7 脆弱性評価結果及び施策分野別推進方針 ······	10
8 施策分野別指標一覧 ······	68
第3章 国土強靭化地域計画（第2期）に基づき実施する主な関連事業 ······	72
第4章 計画の推進 ······	76

《資料編》

資料1 国土強靭化関連市計画等一覧 ······	77
資料2 過去における災害の概要 ······	78
資料3 県地域計画と市地域計画の施策分野の関係 ······	81

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本市において18人（内、市外での死者11人）の人命を奪い、経験したことのない未曾有の事態として、本市全土及び市民の財産に甚大な被害をもたらしました。

国においては東日本大震災の発生や、南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及びその他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定されました。その後一連の経過とともに随時基本法の改正を踏まえ、令和5年6月に国の計画等の指針の改正を基本法に反映させたのち、翌月7月に新たな基本計画として変更されました。また、県の「宮城県国土強靱化地域計画」においては、平成29年4月の第1期策定後、令和7年3月に第3期まで改定され、本県への度重なる大雨災害や地震災害の脅威、新型コロナウイルス感染症まん延時の災害対策など、自然災害に対する様々な事前防災及び減災対策が進められてきました。

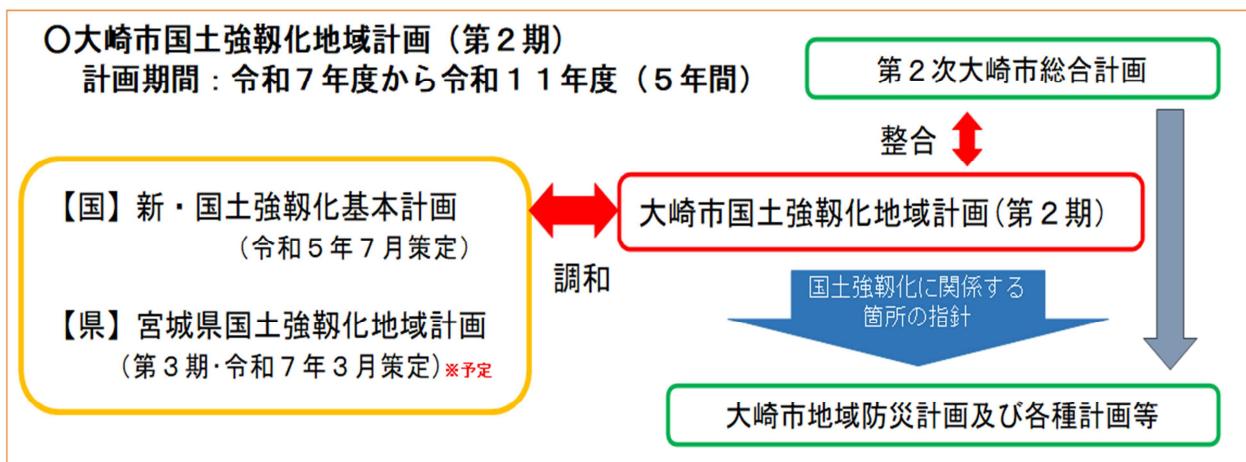
本市では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた対策を進めてきたところですが、平成27年9月に発生した豪雨災害をはじめ、近年、これまで経験してこなかった気象災害が過去10年以内に3度も発生するなど、気候変動の影響が顕在化してきており、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災減災、国土強靱化の取り組みを進めていく必要があります。

このため、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取り組みを展開するため、基本法に基づく大崎市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という）の第2期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

（1）総合計画及び各種計画等との関係

市地域計画は、基本法第13条に基づき、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、第2次大崎市総合計画（以下「市総合計画」という）の下位計画として、市総合計画と調和を図りながら、国土強靱化としての施策を推進するものです。



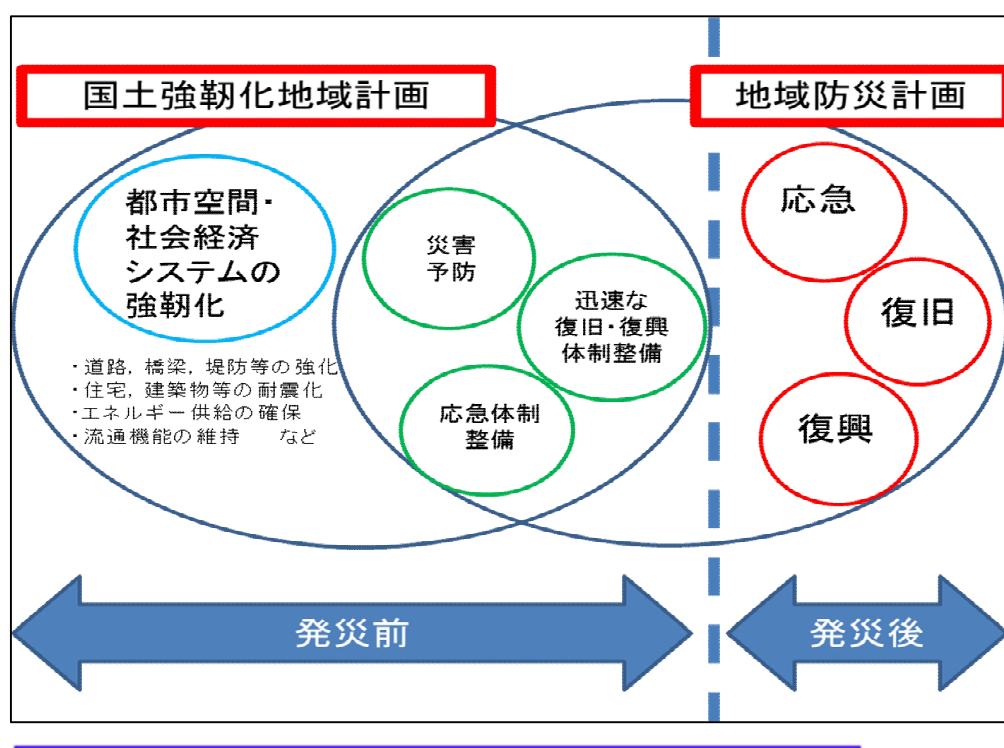
（2）国基本計画及び県地域計画との関係

国土強靭化地域計画は、国が策定する国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」という）及び県が策定する宮城県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という）と調和のとれた計画策定が求められていることから、市地域計画では、国基本計画及び県地域計画と調和のとれた計画策定を行います。

（3）地域防災計画との関係

国土強靭化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的です。そのため、想定する自然災害等の発災前を対象としています。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画ですが、市地域計画は地域防災計画の国土強靭化に関係する箇所の指針となるものです。



国土強靭化地域計画と地域防災計画の違い

〈国土強靭化地域計画〉

- ・あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起こるとも最悪な事態に陥る事を避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくもの。
- ・あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ」を明らかにし、最悪の事態をもたらすリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチを設定。
- ・これらに基づきながら強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していく方向性・内容をとりまとめたもの。

〈地域防災計画〉

- ・地震や洪水などのリスクを特定、それらに対する対応をまとめたもの。
- ・大崎市では「震災対策編」「風水害等災害対策編」「原子力災害対策編」ごとに計画をまとめている。

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靭化	災害の種類ごとの発 生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・ 発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化 などを図るため、最悪の 事態を回避する施策	予防・応急・復旧など の具体的対策
施策の重点化・指標	あり	なし

3 計画期間

市地域計画（第2期）の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象想定災害

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、本市においても、地域防災計画を踏まえ、震災、風水害など、大規模自然災害全般を対象想定災害とします。

5 第2期計画へ位置づける新規事項、今後取り組むべき課題

本市は、直近では令和4年7月に発生した大雨災害において甚大な被害を受けましたが、近年、台風や線状降水帯の発生に伴う気象災害の懸念が急激に高まっています。

また、時代の変遷に伴う社会情勢の変化が各地域の防災にも影響し、人材不足、高齢化、非交流等、地域の防災の要である自主防災組織においても運営上課題が山積しており、体制の立て直しや今後の運営について見直しが迫られている組織もあります。さらには、デジタル化による技術革新SDGs、ポストコロナの生活様式の社会浸透など、国土強靭化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、時代に即した対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、次の事項を整理して次期計画へ反映させる必要があるため改正、更新を行い、重点事項として第2期計画へ位置づけます。

（1）地域における防災力の強化

自助、共助の観点から、各地域の自主防災組織が地域防災の一躍を担い、リーダー的役割として地域防災の先頭に立って活躍していますが、高齢化等による人材不足が影響し、後継者の選任にも苦慮している状況にあります。

各地域で立て直しが求められますが、地域の防災力の強化には何が必要かという調査を数カ所の自主防災組織で実施したところ、多くの地域住民が「世代間を超えてコミュニケーションを図ること」「人ととの繋がり、交流が必要」と回答しており、コミュニティの醸成を図る必要があることが分かりました。そのためには、世代間を超えて若年層から高齢者等までが参加する防災訓練の開催が必要であり、参加して交流、連携を図るという気運の高まりを行政側より後押しすることで、参加者や各地域の実施数を増やし、地域防災力の強化を促進していく仕組みを構築します。

また、他にも防災士による研修会の開催や緊急初動隊の機能強化、災害支援協定の締結、消防団の資機材等の充実、防災拠点施設の整備など様々な対応を駆使しながら地域の防災力の強化を図ります。

（2）気候変動による影響、対策

近年、これまで経験してこなかった気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化し、今後さらに温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっています。

本市は、平成27年9月に発生した豪雨災害、令和元年10月に発生した台風19号による災害そして令和4年7月に発生した大雨災害において、直近で3回の甚大な被害に見舞われ、これらの災害では河川の決壊も発生したため、各地域で避難所の開設、避難者支援等の対応に追われました。

現在、各河川で補強工事が進められており、吉田川においては特定都市河川の指定に決定するなど、地域と一体となった整備が見込まれます。今後は、さらに強力な災害が発生することも想定しハード、ソフト両面から対策を講じます。

（3）デジタル技術の活用

ICTの進化やネットワーク化により、地域社会の在り方や産業構造が変化していく中で、災害

対応においても導入が進み、迅速及び適切な防災情報の処理が進展しています。

高度なデジタル技術を活用した防災対策をより効率的に進める必要があることから、本市においても令和6年4月に災害対応の基盤と位置づけた総合防災情報システムの稼働を開始、情報発信にはエックス（X）やフェイスブック（Facebook）と合わせて大崎市LINE公式アカウントを活用し、隨時スマートフォン等で防災情報を確認できる仕組みを構築しました。さらに、大崎市LINE公式アカウントで閲覧できる防災メニューには、住民ポータルサイトへリンクできる設定を取り入れ、本市から発信する最新の防災情報を閲覧できるようになりました。今後も災害予測や災害発生時の対応など、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化します。

（4）近年の災害からの知見

全国で直近に発生した大規模な災害としては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震になりますが、災害が発生した際の今後の対応として、何点かの課題が上げされました。

まず、避難所の運営として、コロナ禍に策定した「新しい生活様式」に適応した避難所運営を遵守したもの、クラスター発生による感染症のまん延が警戒されたため、複合災害を避けるための措置が取られました。また、避難所生活において長期化する場合、1人あたりの専有面積を基準値以上確保しなければなりませんが、確保できない避難所もあったことから、これらの対策については、今後の本市の避難所運営についても留意が必要な点になります。

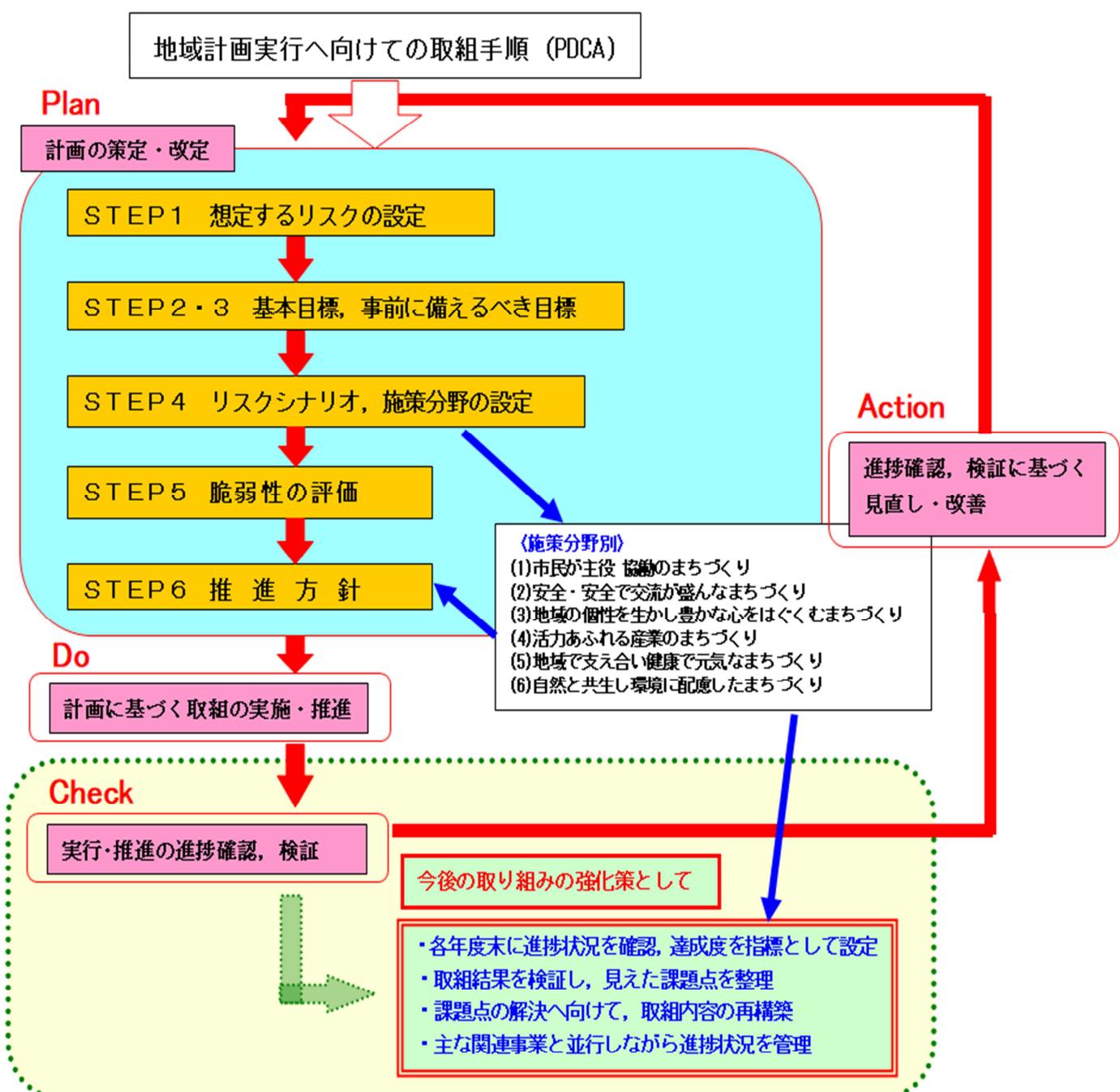
他に、能登半島地震においては、地元消防団の活躍により、災害が発生した際の地域住民どうしの助け合いがいかに重要か、消防団の必要性が改めて見直されたため、団員の減少化や負担減の解決へ向けた環境づくりが必要であること、また、土砂災害の現場においては、道路が寸断されたことから多くの集落で長期にわたる孤立が発生したため、このような長期の孤立化に備えた水・食料等の備蓄や電気や水道等のライフラインへの備えも必要になります。本市においても土砂災害警戒区域の大半が岩出山地域、鳴子温泉地域にあるため、土砂災害の発生に備えて平時から対策を強化します。

(5) 取組内容及び施策分野別指標の評価、検証

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、第1期計画で実施した取組内容や施策分野別指標に基づく数値等の達成状況を評価、検証し、それらを踏まえながら次期計画での新たな目標値を設定しました。

また、第2期計画では検証機能をさらに強化するため、施策分野別指標を新規追加、PDCAサイクルでの管理体制を拡充し各年度末に推進方針の進捗状況を確認、達成度の見える化を図ります。さらに、取組結果を検証したうえで不足事項や課題点を整理、課題点の解決へ向けて取組内容を再構築しながら改善を図ります。

施策分野別指標は、主要項目の推進方針への設定になりますが、拡充した機能により管理体制を補完し、生じた課題や新たな知見なども捉え、PDCAサイクルを繰り返すことにより、本計画に基づく強靭化の取り組みの更なる充実を図ります。



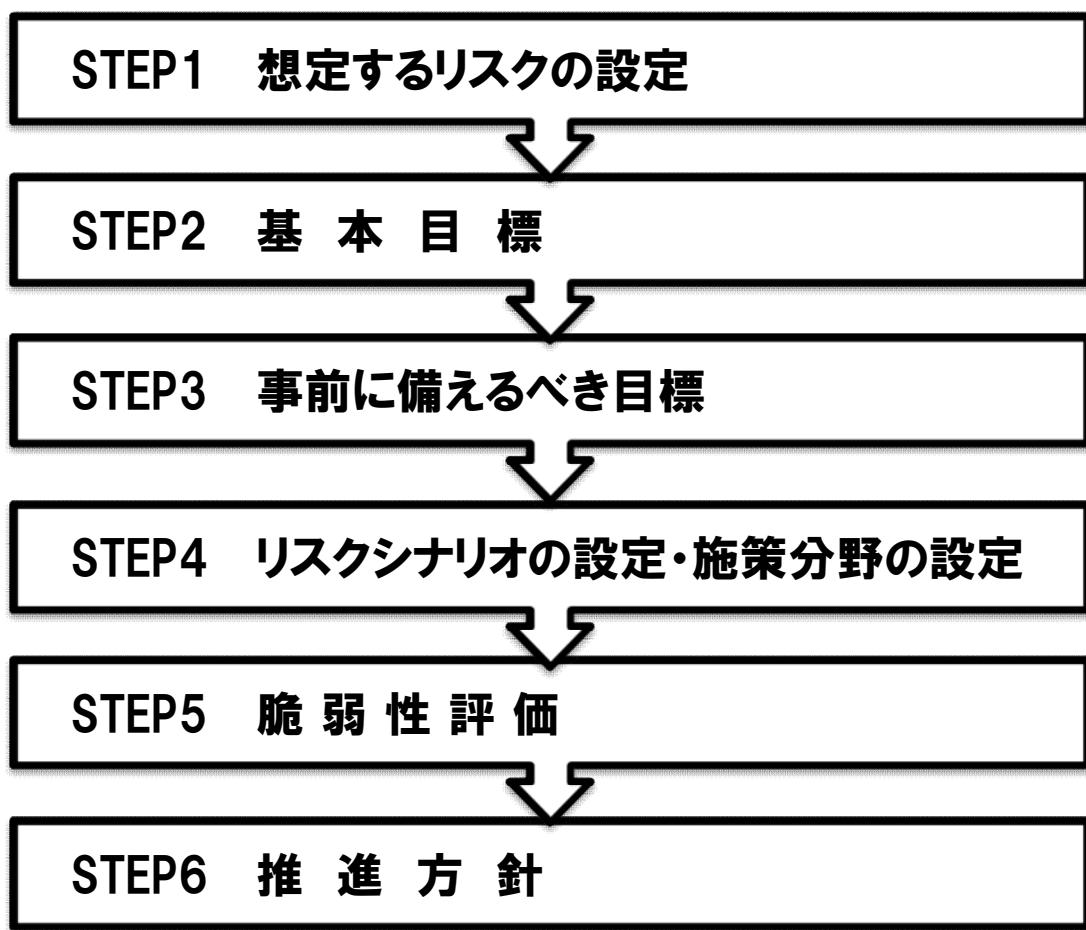
第2章 国土強靭化施策の脆弱性評価結果・推進方針

1 脆弱性評価の考え方

本市の強靭化は、本市の特性を踏まえた上で、市地域計画で想定する大規模自然災害などのリスクとこれに対する脆弱さを把握し、分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要です。

国基本計画及び県地域計画において、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

市地域計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスクの設定

市地域計画で想定するリスクは、この計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とします。

3 基本目標

国土強靭化の理念に鑑み、次の4項目を基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- (4) 迅速な復旧復興が図られる

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、第2期計画については次の6項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、令和5年7月に改定した「国基本計画」と調和をもって計画策定されました、「県地域計画（第3期）」における27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、市地域計画（第2期）については、25の「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を設定しました。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される		
4 迅速な復旧復興が図られる	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 4-3 食料等の安定供給の停滞 4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態） 5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態 6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失 6-7 観光、農産物等に対する風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

6 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靭化に関する施策分野については、市総合計画の「将来像実現への施策の大綱」の6つの大綱を施策分野として設定しました。

国基本計画を参考にした県地域計画の施策分野との関係については、資料3のとおり整理しています。

施策分野（総合計画【章】）	
(1)	市民が主役 協働のまちづくり（第1章）
(2)	安全・安心で交流が盛んなまちづくり（第2章）
(3)	地域の個性を生かし豊かな心をはぐくむまちづくり（第3章）
(4)	活力あふれる産業のまちづくり（第4章）
(5)	地域で支え合い健康で元気なまちづくり（第5章）
(6)	自然と共生し環境に配慮したまちづくり（第6章）

7 脆弱性評価結果及び施策分野別推進方針

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。また、脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における国土強靭化に向けた施策分野別の推進方針を設定、さらに、その推進方針の進捗状況を管理する各種指標もリスクシナリオごとの項目に加えることで、すべての対応の一元化を図りました。個別の脆弱性評価の結果及び施策分野別推進方針は次のとおりです。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果

（住宅・建築物の耐震化）

①木造住宅の耐震化については、大崎市耐震改修促進計画において、令和7年度までの耐震化率95%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要があります。今後も活用することとしている市営住宅については、地震による倒壊等を未然に防止するため、大崎市公営住宅等長寿命化計画等に基づき、耐震化を進める必要があります。

【建築指導課、建築住宅課】

- ②不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要があります。【建築指導課】(災害に備えた市街地構造の形成)
- ③老朽化した建物や狭隘道路が多い市街地では、地震発生時の建物倒壊や火災の延焼等、被害の拡大が予測されることから、建築物の不燃化を進めるとともに、安全で円滑に避難できる避難路や避難場所の確保を図る等、総合的な環境整備を行う必要があります。
- 【建築指導課、都市計画課】
- ④防災拠点となる公共施設が災害時にその機能を十分に発揮できるように、緊急車両等が通行する重要な路線について計画的に整備を行う必要があります。【都市計画課、財政課】(老朽危険空家等対策)
- ⑤管理不十分な一般の空家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理の促進を図る必要があります。【環境保全課】
- ⑥空家のまま利活用されない建物は、設備が老朽化する場合があることから、大崎市空家等対策計画に基づき、利活用を推進する必要があります。【環境保全課】
- ⑦老朽化した市営住宅については、火災や倒壊等による危害を防ぐため、大崎市公営住宅等長寿命化計画等に基づき、計画的に建替えや解体等を進める必要があります。
- 【建築住宅課】
(防災意識の高揚、防災教育の実施)
- ⑧市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動の被害対応を確実にするため、特に緊急初動隊による避難者確保等の初動対応や被害箇所の状況確認等が速やかに実施できるよう体制を整え、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。【防災安全課】
- ⑨幼稚園、保育所、学校等で行う避難訓練等の機会を通じて地域との連携を図り、コミュニティを活性化させるため、災害時の行動等、実践的な知識の習得を図る必要があります。
- 【防災安全課、教育総務課】
- ⑩防災意識の高揚を図るため、教育委員会と連携した出前講座等の中で、地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要があります。
- 【防災安全課、生涯学習課】
(消防・救急体制の強化)
- ⑪消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実を図るため、老朽化による定期的な更新や必要箇所への新規設置を行い、消防力強化を図る必要があります。なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な

- 組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、消防活動体制の整備に努める必要があります。【防災安全課】
- ⑫消防団の消防車両等の整備を計画的に進める必要があります。【防災安全課】
- ⑬消防力の強化として、能登半島地震の際の地元消防団の活躍により、災害が発生した際の地域住民どうしの助け合いがいかに重要か、消防団の必要性が改めて見直され、団員の減少や負担減の解決へ向けて消防団員がやりがいをもって活動できる充実した環境づくりが必要とされています。【防災安全課】
- ⑭大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要があります。【防災安全課】
(防災拠点の耐震化)
- ⑮大規模災害発生時において迅速かつ的確に災害応急対策を実施していくため、重要な役割を担う防災拠点施設の整備にあたり、府内外の関係機関と連携を図りながら計画的に訓練等を実施する必要があります。【防災安全課、財政課】
- ⑯集会所等の地域における避難所については、適切な耐震補強・改修整備を行う必要があります。【まちづくり推進課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・市営住宅の長寿命化を推進するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進します。
【建築住宅課 施策分野：(2)】
・住宅耐震診断と耐震化の助成事業を実施することで、耐震化率の向上を目指します。また、危険性が高いブロック塀等については、除却を促すとともに計画的なフォローアップを行い、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進します。【建築指導課 施策分野：(2)】
- ②・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構造の形成を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】
- ③・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構造の形成を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】
・重要な生活道路等について、幅員狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【都市計画課 施策分野：(2)】
・幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを推進します。【都市計画課、建築指導課 施策分野：(2)】
- ④・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構

造の形成を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】

- ⑤・災害時の倒壊等被害防止のため、大崎市空家等対策計画に基づき、市内の特定空家等所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施していきます。

【環境保全課 施策分野：(6)】

- ⑥・空家等を放置することなく、地域にとって有効な利用を促進するため、空家バンク制度等を活用した取り組みを推進します。【環境保全課 施策分野：(6)】

- ⑦・老朽化した市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に建替えや解体等を行うなど、公営住宅等整備事業等を推進します。【建築住宅課 施策分野：(6)】

- ⑧・災害時における市民の対応力を向上させるため、災害が発生した際は、自主防災組織等と連携しながら初動の対応の調整、確認を行い、防災意識の普及については、地域の防災マップやマイ・タイムラインの作成、訓練、防災教育等の充実を図れるよう防災士を派遣しながら実施します【防災安全課 施策分野：(1)】

・防災訓練は、学校教育、社会教育の様々な機会を通して、地域の子どもから大人までが世代間交流を通し、コミュニケーションを図りながら、市民一人ひとりが防災意識を高揚できるよう努めます。また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた行動に努めます。【防災安全課 施策分野：(3)】

- ⑨・防災訓練は、学校教育、社会教育の様々な機会を通して、地域の子どもから大人までが世代間交流を通し、コミュニケーションを図りながら、市民一人ひとりが防災意識を高揚できるよう努めます。また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた行動に努めます。【防災安全課 施策分野：(3)】

・女性防火クラブの活動支援を通じて、家庭、地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ⑩・災害から身を守る正しい知識の習得が図られるよう、消防機関や防災士を講師とした出前講座を通じて、防火防災の普及・啓発に努めます。【生涯学習課 施策分野：(3)】

- ⑪・本市消防団の整備計画は、各地域の班編成における統廃合や積載車等の消防ポンプ車両、消火栓等の消防水利の更新、また資機材及び装備品等の導入について、計画的な運用を定めており、消防団員の高齢化等による機動力の低下を防ぐため、計画どおりに実施できるよう調整を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ⑫・本市消防団の整備計画は、各地域の班編成における統廃合や積載車等の消防ポンプ車両、消火栓等の消防水利の更新、また資機材及び装備品等の導入について、計画的な運用を定めており、消防団員の高齢化等による機動力の低下を防ぐため、計画どおりに実施できるよう調整を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ⑬・本市消防団の整備計画は、各地域の班編成における統廃合や積載車等の消防ポンプ車両、消火栓等の消防水利の更新、また資機材及び装備品等の導入について、計画的な運用を定めており、消防団員の高齢化等による機動力の低下を防ぐため、計画どおりに実施できるよう調整を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

・消防団の減員傾向に歯止めをかけるため、令和4年度より機能別消防団を組織化し、大学生を中心とした学生消防団が防災意識の高揚を図るとともに、定期的に消防防災知識の普及活動を行いながら、消防団員の増員に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ・学生消防団による普及啓発や消防団協力事業所への登録等による消防団員の入団促進を図るとともに、消防活動、水防活動の訓練について充実を図ります。

【防災安全課 施策分野：(2)】

⑯・市民に対して、AEDの使用方法等を交えた救命講習会を実施しながら、救助・救急活動の体制強化に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

⑰・市役所新庁舎の完成及び供用開始に伴い、災害情報の受信、収集及び市民への情報提供、災害応急活動を担う防災関係機関の集結場として、大崎広域消防本庁舎及び道の駅おおさきと連携した防災拠点施設の位置づけにあるため、周知を図り、火災防御訓練等の大規模火災を想定した訓練を実施しながら、機能の維持を図ります。

【防災安全課 施策分野：(2)】

・防災拠点となる公共施設の耐震化については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に改修等を推進します。【財政課 施策分野：(6)】

⑯・住宅耐震診断と耐震化の助成事業を実施することで、耐震化率の向上を目指します。また、危険性が高いブロック塀等については、除却を促すとともに計画的なフォローアップを行い、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進します。【建築指導課 施策分野：(2)】

・公共施設については、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握し、適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、必要な機能の維持、確保に努めます。

【財政課 施策分野：(6)】

・民設の集会所等については、施設の適切な修繕、改修を支援することで、避難所としての機能の維持、確保を図ります。【まちづくり推進課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(1)	・自主防災組織による防災訓練実施回数	R 7 年度 2 0 0 回	R 1 1 年度 3 0 0 回	防災安全課
	・緊急初動隊の機能強化へ向けた研修会等の開催	R 7 年度 1 回	R 1 1 年度 2 回以上	防災安全課
(2)	・住宅耐震化率	R 6 年度 8 3 . 4 %	R 7 年度 9 5 %	建築指導課
	・防災拠点施設数	R 7 年度 3 箇所	R 1 1 年度 4 箇所	防災安全課
	・ポンプ積載車配備率	R 7 年度 7 8 %	R 1 1 年度 8 0 %以上	防災安全課
	・「住民参加型」防災訓練の整備	R 7 年度 0 %	R 1 1 年度 1 0 0 %	防災安全課
	・災害発生時における初動対応マニュアルの整備	R 7 年度 0 %	R 1 1 年度 1 0 0 %	防災安全課

(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
	・機能別消防団員（学生消防団員等）の確保	R 7年度 41名	R 11年度 60名	防災安全課
	・消防団協力事業所への登録数	R 7年度 43件	R 11年度 60件	防災安全課
(3)	・教育委員会と連携した出前講座数	R 7年度 5件	R 11年度 10件	防災安全課 生涯学習課
(6)	・危険空家の解体件数（累積合計）	R 7年度 31件	R 11年度 81件	環境保全課

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生

脆弱性評価結果

（総合的かつ多層的な流域治水対策）

- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、外水氾濫に対して河川管理者が主体となって、河道掘削、築堤、遊水地等の河川整備をより一層加速化するとともに、流域対策（流出抑制）としては雨水貯留浸透施設整備の拡大、既存ため池の貯留機能の活用等を継続的に進めつつ、内水氾濫に対しても、下水道（雨水）整備や排水施設の機能向上、農地の貯留機能（田んぼダム）の確保による流出抑制等、周辺地区への影響を考慮しながら地域の特性を踏まえた浸水被害対策を進める必要があります。【都市計画課、農村環境整備課】
- ②被害対象を減少させるための対策として、温暖化等による大雨の頻発化に伴い、都市浸水想定区域については、調整を行いながら、水害リスクの高いエリアについて、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定、立地適正化計画を活用した居住の誘導等を踏まえた土地利用のあり方の検討を行う必要があります。【都市計画課】
- ③被害の軽減、早期復旧、復興の対策として、浸水被害が発生しても早期に普段の生活を取り戻すことを念頭に被害の拡大を防止するため、水害に強い地域づくりに向けた地域の主体的な活動を基本とする自治体支援や内外水ハザードマップの充実、氾濫水排除の迅速化、既存道路の嵩上げによる避難路の確保、早期復旧に向けた環境衛生の改善などの対策を進めていく必要があります。【都市計画課】

④都市浸水想定区域などの水害リスクの高いエリアについては、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定、立地適正化計画を活用した居住の誘導等を踏まえた土地利用のあり方の検討を進めるとともに、宅地嵩上げなどの住まい方の工夫で内外水氾濫による家屋への浸水被害を減らすことができるため、浸水時間の早期解消を図ることが必要です。

【都市計画課】

⑤都市化が進むことにより雨水が一気に水路や河川に流れ込み、流下能力を超える状況も懸念されていることから、河川の下流域への負担軽減のため、雨水の一時的な貯留施設を整備すること等について、計画的に取り組む必要があります。【下水道施設課、建設課】

⑥市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要があります。

【下水道施設課、建設課】

⑦大雨による洪水等が頻発する傾向にあり、発災前及び発災後の状況に合わせた適切な対応をするため、自主防災組織等に対する情報提供方法の浸透を図るとともに、地域からの情報に基づく国等へ排水ポンプ車の派遣要請等の実施方法及び基準の明確化を図る必要があります。特に、頻繁に被害が発生する地区については、防災マップの作成、防災訓練等の実施の機会を活用し、緊急時も慌てずに実施できる体制の構築に努める必要があります。

【防災安全課、建設課】

⑧近年、台風や気候変動による大雨が頻繁に発生していることから、今後ますます激甚化する水害のリスクに備え、国や県へ要請及び提言を行いながら地域づくりを進める必要があります。【都市計画課】

(冠水対策)

⑨豪雨等による既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良等の計画的な整備を推進するとともに、雨水排水ポンプ場等の更新及び長寿命化や排水ポンプの増強、非常用電源設備等の整備を図る等、雨水排水能力の向上を図る必要があります。特に、浸水被害が度々発生している地区については、優先的に取り組みを行う必要があります。【下水道施設課、建設課】

⑩河川の越水・決壊による浸水被害だけでなく、内水による浸水被害についても想定することで、適正な土地利用の規制誘導を推進する等、被害を最小限に留めるための適切な対策を計画的に講じていく必要があります。特に、被害が複数回発生している箇所や過去に大きな被害が発生した箇所については、優先的に対策を講じる必要があります、近年では、立体等の高所駐車場への車両避難を行うため、民間との災害支援協定を締結する等、さらなる支援を講じていく必要があります。【防災安全課、都市計画課、建設課】

(水害警戒避難体制の整備)

⑪情報通信技術を活用した雨量・河川水位等の防災情報の的確な収集体制を整備する必要があります。【建設課】

- ⑫市民や観光客に対して、必要な防災情報を適時入手できる体制整備を強化する必要があります。【観光交流課、建設課】
- ⑬令和4年大雨災害による名蓋川の決壊においては、早めに避難情報を発令したものの水位の上昇が早かったため、垂直避難により居宅に残り、避難所への移動を控えた地域住民の判断もあったことから、水位の上昇を注視しながらする、あらゆる防災情報を活用して速やかな情報提供に努め、的確な判断により避難してもらえるようにする必要があります。
- 【防災安全課、建設課】
- ⑭洪水等に関する警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。【観光交流課、建設課】
- (道路整備)
- ⑮豪雨等による冠水で国道及び県道という主要な道路が不通となる事態が発生することによる、避難・支援経路の確保ができなくなる事態に対応するため、道路管理者である国及び県に対し、避難路・復旧道路の嵩上げ等を要望する必要があります。【建設課】
- ⑯豪雨等による冠水で、地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等が不通となる事態が発生することにより、避難路の確保や浸水被害の拡大が懸念されることから、国及び県と連携しながら避難路・復旧道路の嵩上げを実施する必要があります。【建設課】
- (避難施設等の運用)
- ⑰市が避難所として指定している行政区の集会所等について、発生する災害に応じた運用ルールを自主防災組織地内において確立し、日頃から市民への周知徹底を図るとともに、コミュニティを活かした避難活動を促進する必要があります。【防災安全課】
- (農業水利施設等の機能維持対策等)
- ⑱被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、揚排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、施設の耐震化等の老朽化対策を推進するとともに、地域における継続した維持管理が行われる体制の構築を図る必要があります。
- 【農村環境整備課】
- (ダム管理者との連携)
- ⑲本市を流れる江合川、鳴瀬川、吉田川の上流には、国及び県管理のダムが整備されており、台風等により長時間の豪雨が続ければ大規模な洪水被害が発生する可能性があることから、ダムにおいて事前放流により大雨時の洪水調節機能が最大限発揮できるよう、関係機関及びダム管理者と調整していく必要があります。【建設課、農村環境整備課】
- ⑳異常洪水時防災操作（緊急放流）の可能性についてダム管理者から情報共有を図る体制を構築し、ダム下流域の住民避難が安全に行えるよう、降雨量の予測に基づく早期の避難指示等行えるよう関係機関と連携する必要があります。【建設課、農村環境整備課】

	<p>(ハザードマップを活用した訓練の実施)</p> <p>②①ハザードマップにより浸水想定区域を地域で共有するとともに、時間帯や避難情報等を総合的に判断した避難行動について、関係機関と連携し地域内での訓練を行うことにより、周知徹底を図る必要があります。【防災安全課、農村環境整備課】</p> <p>(地域内交通の分断への対応)</p> <p>②②道路等の被災により地域内交通の運行経路が遮断された際には、運行経路の変更も含めた地域内交通の早期再開について、関係機関と連携を図る必要があります。【まちづくり推進課、建設課、農村環境整備課】</p> <p>(家畜防疫等の対策)</p> <p>③③災害時における家畜の防疫体制について、関係機関との連携体制を構築する必要があります。【農政企画課】</p> <p>(男女共同参画による女性の視点に立った防災対応)</p> <p>④④女性の視点を取り入れた防災活動や災害対応活動を実施するため、防災委員や自主防災組織等の地域の防災リーダーへの女性の登用、また消防団の女性分団への加入、防災部局への女性職員の登用等を推進する必要があります。【男女共同参画推進室、防災安全課】</p> <p>⑤⑤女性の防災に対する意識の醸成のため、女性を対象とした地域防災や災害対応に関する啓発事業を実施する必要があります。【男女共同参画推進室、防災安全課】</p>
--	--

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・河川管理者（国・県）へ着実な事業実施、実践に向けた要望を継続し加速化を進めています。【都市計画課 施策分野：(2)】
 - ・本市における流域治水の取り組みとして、吉田川流域が特定都市河川に指定されたことにより整備が拡充される見込みであり、多田川流域についても指定へ向け調整を続けている状況にあります。今後の体制として、関係各課との横断的な連携を図り、総合的かつ多層的なハード、ソフト対策をアクションプラン（行動計画）にまとめ、短期・中期・長中期的な時間軸を持って実践に移し、定期的なフォローアップを行い、着実な実施と更なる加速化を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】
- ②・本市における流域治水の取り組みとして、吉田川流域が特定都市河川に指定されたことにより整備が拡充される見込みであり、多田川流域についても指定へ向け調整を続けている状況にあります。今後の体制として、関係各課との横断的な連携を図り、総合的かつ多層的なハード、ソフト対策をアクションプラン（行動計画）にまとめ、短期・中期・長中期的な時間軸を持って実践に移し、定期的なフォローアップを行い、着実な実施と更なる加速化を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】
- ③・本市における流域治水の取り組みとして、吉田川流域が特定都市河川に指定されたことにより整備が拡充される見込みであり、多田川流域についても指定へ向け調整を続けている状況にあります。今後の体制として、関係各課との横断的な連携を図り、総合的かつ多層的なハード、ソフト対策をアクションプラン（行動計画）にまとめ、短期・中期・長中

期的な時間軸を持って実践に移し、定期的なフォローアップを行い、着実な実施と更なる加速化を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】

④・本市における流域治水の取り組みとして、吉田川流域が特定都市河川に指定されたことにより整備が拡充される見込みであり、多田川流域についても指定へ向け調整を続けていく状況にあります。今後の体制として、関係各課との横断的な連携を図り、総合的かつ多層的なハード、ソフト対策をアクションプラン（行動計画）にまとめ、短期・中期・長中期的な時間軸を持って実践に移し、定期的なフォローアップを行い、着実な実施と更なる加速化を図ります。【都市計画課 施策分野：(2)】

⑤・大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、雨水排水ポンプ場等の排水能力の増強を図ります。【下水道施設課、建設課 施策分野：(6)】

⑥・市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等、浸水被害を防ぐため、適切な維持管理に努めています。【下水道施設課、建設課 施策分野：(6)】

⑦・自主防災組織の活動体制の推進を図るとともに、災害発生を想定した市と自主防災組織との連絡体制の訓練を行いながら確認していきます。【防災安全課 施策分野：(2)】

・災害発生時における国の支援を迅速に要請するため、各機関のリエゾンを通しながら国と協議を行い、災害発生時に機能するよう連携体制の確認を行います。

【防災安全課 施策分野：(2)】

・浸水被害に対応するため、排水ポンプ車の派遣を国に対し迅速に要請する経路を確立するとともに、防災調整池の堆積土を撤去し調節容量の確保を図ることで、雨水処理能力を強化します。【建設課、下水道施設課 施策分野：(6)】

・洪水・土砂災害ハザードマップと関連した内水ハザードマップを作成し、避難場所、位置、水深、ルート等を市民にわかりやすく伝えるとともに、市民との連携による防災行動計画（タイムライン）の策定により、的確な判断による避難を促します。

【下水道施設課 施策分野：(2)】

⑧・特定都市河川指定による総合的な流域治水の取り組みとして地域づくりを進めるため、専門家による技術的アドバイスを受けながら抜本的対策として国や県へ提言を行うとともに、市と地域の協働により、水害対策の検討を行います。【都市計画課 施策分野：(6)】

・国と共同で水防災拠点として整備した吉田川志田谷地防災センターを活用し、災害時には一時避難所や現地指揮室、また災害対策車両の活動拠点として、迅速な災害対応が行えるよう、国や地域、その他関係機関との連携強化を図ります。

【防災安全課 施策分野：(6)】

⑨・大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、雨水排水ポンプ場等の排水能力の増強を図ります。【下水道施設課、建設課 施策分野：(6)】

・浸水被害に対応するため、排水ポンプ車の派遣を国に対し迅速に要請する経路を確立するとともに、防災調整池の堆積土を撤去し調節容量の確保を図ることで、雨水処理能力を強化します。【建設課、下水道施設課 施策分野：(6)】

・排水施設等の長寿命化を図るとともに、計画的な施設及び設備の更新を行うことで、排水施設等の能力保全を図ります。【建設課、下水道施設課 施策分野：(6)】

- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構造の形成を図ります。【都市計画課、建設課 施策分野：(2)】
 - ⑩・大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、雨水排水ポンプ場等の排水能力の増強を図ります。【下水道施設課、建設課 施策分野：(6)】
 - ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構造の形成を図ります。【都市計画課、建設課 施策分野：(2)】
 - ・市民の生命等を災害から保護するため、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転について、地域の合意形成と意見集約を図りながら検討を行ないます。【都市計画課 施策分野：(2)】
 - ・水害発生時においては、災害支援協定に伴う民間等の協力を得ながら緊急的な避難、応急的な対策を講じていきますが、その後に水害に強い土地利用等の再構築を行うにあたり、都市計画等と防災対策の連携強化による将来的な土地利用の規制誘導を行うとともに、浸水想定地域等ハザードエリアからの移転や建替え等について、地域の合意形成と意見集約を図りながら検討を行います。【都市計画課 施策分野：(6)】
 - ⑪・情報収集・提供手段の進展に伴い、それにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努めます。【建設課 施策分野：(2)】
 - ⑫・大規模洪水浸水による市民や観光客等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市ウェブサイト等による広報を図るとともに、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法の周知を図ります。【観光交流課 施策分野：(2)】
 - ⑬・洪水・土砂災害ハザードマップと関連した内水ハザードマップを作成し、避難場所、位置、水深、ルート等を市民にわかりやすく伝えるとともに、市民との連携による防災行動計画（タイムライン）の策定により、的確な判断による避難を促します。
- 【下水道施設課 施策分野：(2)】
- ・市民への水位等の情報提供にあたり、県の河川流域情報システムや本市の総合防災情報システム、また防災行政無線、メール配信サービス等を介しながら迅速に行なうとともに、自主防災組織等や消防団分団へも情報提供しながら、的確な判断による避難を促します。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑭・大規模洪水浸水による市民や観光客等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市ウェブサイト等による広報を図るとともに、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法の周知を図ります。【観光交流課 施策分野：(2)】
 - ⑮・主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を推進します。【建設課 施策分野：(2)】

- ⑯・主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を推進します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑰・負傷者や避難者の安全な受入れについて、各自主防災組織の運用ルールに基づきながら、救援、救助及び災害応急活動に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑱・災害発生時にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備・更新及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理を推進します。【農村環境整備課 施策分野：(4)】
- ・ため池については、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関と連携のもと点検を行い、必要に応じて対策に取り組みます。また、防災重点農業用ため池が決壊した場合には下流に影響を与えるリスクが高くなります。そのため関係機関との連携のもと、浸水想定区域内に避難所・防災活動拠点、避難道路等が存在するため池から優先的に地震豪雨耐性評価・劣化状況評価を実施し、必要に応じて整備を行います。
- 【農村環境整備課 施策分野：(4)】
- ・ため池の決壊等による下流域への洪水被害を防ぐため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、特に、決壊した場合に下流へ影響を与えるリスクの高い防災重点農業用ため池については、ハザードマップを市民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進します。【農村環境整備課 施策分野：(6)】
- ⑲・ダムの機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を関係機関と調整を図りながら促進します。【建設課、農村環境整備課 施策分野：(6)】
- ・国及び県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等、適切な河川の維持管理を継続して要望します。【建設課 施策分野：(6)】
- ⑳・情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、関係機関と連携しながら情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努めます。【建設課、農村環境整備課 施策分野：(2)】
- ㉑・災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地域の防災マップやマイ・タイムラインの作成、訓練、防災教育等の充実を図ります。
- 【防災安全課 施策分野：(1)】
- ㉒・災害の状況に応じた速やかな対応を図るため、関係機関等と連携できる体制を平常時から構築します【まちづくり推進課、建設課 施策分野：(2)】
- ㉓・災害発生時に特に懸念される家畜の防疫については、定期的に意見交換・情報交換を実施し、感染症の防止に努めます。【農政企画課 施策分野：(4)】
- ㉔・女性の登用率向上のため、防災委員や地域の防災リーダー等を依頼する際に女性の積極的な登用に努めます。【男女共同参画推進室、防災安全課 施策分野：(2)】
- ㉕・女性を対象に、地域防災や災害対応をテーマとしたセミナーや研修会を実施するよう努めます。【男女共同参画推進室、防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・下水道による都市浸水対策達成率	R 7年度 52.8%	R 11年度 56.5%	下水道施設課
	・ハザードマップの改定	R 7年度 15%	R 11年度 100%	防災安全課
	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課 各所属課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
	・特定都市河川の指定（流域単位）	R 7年度 2箇所	R 11年度 3箇所	都市計画課
	・立地適正化計画の改定	R 7年度 未改定	R 11年度 改定	都市計画課
	・女性消防団員の確保	R 7年度 34名	R 11年度 45名	防災安全課 男女共同 参画推進室
	・女性を対象とした防災等の研修会の開催	R 7年度 1回	R 11年度 3回	防災安全課 男女共同 参画推進室

1－3 大規模な火山噴火・土砂災害、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果

(山地防災対策)

①森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要があります。【農村環境整備課】

(総合的な土砂災害等の対策の推進)

②土砂災害危険箇所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築する等、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資機材等の確保及び必要時に活用できるかを定期点検する体制を構築する必要があります。【建設課】

(火山災害対策等)

③鳴子火山は1000年以上噴火していませんが活火山です。また、本市に隣接する栗駒山は、1944年に昭和湖付近で発生した噴火が最新ですが、最大規模のマグマ噴火が発生した場合には、本市の広い範囲で1cm程度の降灰が想定されており、栗駒山に近い一部の範囲では10cm程度の降灰が想定されています。そのことを踏まえながら、平時から火山に関する情報について、気象庁や関係機関からの情報を定期的に収集するとともに、警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。【鳴子地域振興課】

④鳴子温泉地域は、地下に熱源が豊富で、高温蒸気泉が多く、浅部に硫化水素ガスが多く発生する地点があるため、地殻変動及び老朽化により源泉暴噴が発生した場合、特殊かつ甚大な被害を受けることから、定期的なモニタリング調査及び計画的に配管を整備する必要があります。【鳴子地域振興課】

⑤鳴子火山による災害への災害予防対策として、地域防災計画に定める火山災害予防対策に基づく諸施策を着実に実施する必要があります。【鳴子地域振興課】

(土砂災害等の対策の推進)

⑥本市西部においては、大雨による斜面崩壊を警戒しなければならないため、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所での定期的な維持管理や治山施設等の整備について、国及び県と連携しながら調整していく必要があります。【建設課、防災安全課】

(異常降雪時等における道路管理体制及び除雪体制)

⑦異常降雪時において、主要幹線から順次除雪を実施していくため、地形や積雪の状況・条件に適合した除雪機械の増強及び更新に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要があります。【建設課】

⑧地吹雪等による交通障害を予防するため、国や県と連携しながら防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する必要があります。【建設課】

⑨地域の実情に応じた除雪の実施と、道路環境の維持・向上を図るため、地域住民との連携による除雪の取り組みを推進する必要があります。【建設課】

⑩積雪等による移動困難者対策として、積雪期の避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、さらに、観光客等の帰宅困難者の避難対策の取り組みについても進める必要があります。【観光交流課】

⑪大雪により高齢者宅前の通用口や私道における雪かきへの対応、さらに集落の生活道の寸断へ対応する体制を構築する必要があります。【高齢障がい福祉課、建設課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・林地の崩壊等、山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進します。【農村環境整備課 施策分野：(4)】
・県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上が図られるよう努めます。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じる恐れがあるため、洪水・土砂災害ハザードマップや、市ウェブサイト等により広報していきます。
- 【建設課、防災安全課 施策分野：(2)】
- ②・県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上が図られるよう努めます。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じる恐れがあるため、洪水・土砂災害ハザードマップや、市ウェブサイト等により広報していきます。
- 【建設課、防災安全課 施策分野：(2)】
- ③・火山の噴火その他火山現象による災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等を保護するため、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備、避難場所・避難路のあらかじめの指定と日頃からの市民への周知徹底等の防災体制の整備に努めます。【鳴子地域振興課 施策分野：(2)】
- ④・地下エネルギーの現状を把握するため、源泉の定期的モニタリングとデータの整理・共有を推進します。【鳴子地域振興課 施策分野：(2)】
・地殻変動及び老朽化による源泉暴噴対策として、計画的な配管更新を推進します。
- 【鳴子地域振興課 施策分野：(2)】
- ⑤・火山の噴火その他火山現象による災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等を保護するため、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備、避難場所・避難路のあらかじめの指定と日頃からの市民への周知徹底等の防災体制の整備に努めます。【鳴子地域振興課 施策分野：(2)】
- ⑥・本市の土砂災害警戒区域 554 カ所にある土砂災害危険箇所の対策として、定期的な維持管理や治山施設等の整備が必要になるため、国及び県と連携しながら実施していきます。
- 【建設課、防災安全課 施策分野：(6)】
- ⑦・道路の除融雪作業に必要な資機材や機械を整備します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑧・地吹雪等による交通障害を予防するため、国や県と連携しながら防雪柵や雪崩防止策等の防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑨・市道及び市道に準ずる道路について、異常降雪となった場合でも、日常生活が阻害されないよう地域住民の協力を得て、除雪、排雪、融雪を図る体制を構築します。
- 【建設課 施策分野：(2)】
- ⑩・山間豪雪地帯における集落間の交通確保が困難なことから、集落単位に一時避難所を確保するとともに、スキー場利用客等の観光客等の帰宅困難者も考慮した一時避難所を確保します。【観光交流課 施策分野：(2)】
- ⑪・市道及び市道に準ずる道路について、異常降雪となった場合でも、日常生活が阻害されないよう地域住民の協力を得て、除雪、排雪、融雪を図る体制を構築します。
- 【建設課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・源泉配管の更新率	R 7年度 0 %	R 11年度 60 %	鳴子地域 振興課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆 弱 性 評 価 結 果

(相互応援体制の整備)

①自然災害等による大規模災害の発生に備え、被災していない地域の機関等の適切な協力を得る体制を整備する必要があります。【防災安全課】

(消防広域応援体制の整備)

②大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制構築をする必要があります。

【防災安全課】

(防災関係機関等からの受援体制の整備)

③大規模災害が発生した際は、リエゾンを通して国、県及び民間等の防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援体制の構築や関係機関との防災訓練等の実践的訓練を行いながら、体制を整えておく必要があります。【防災安全課】

④市域を担任地域とする自衛隊の指定部隊と日頃から情報交換することや合同での訓練等を通じて、災害派遣部隊との連絡及び受入態勢を整備する必要があります。【防災安全課】

(消防・救急体制の強化)

⑤地域消防力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備等、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。【防災安全課】

⑥大規模災害時の救命率を高めるだけでなく、発災時において適切な防災活動が地域において行えるよう、市民に対する救命講習等の受講者数を増やしていく必要があります。

【防災安全課】

(自主防災組織の強化)

⑦高齢化等によるマンパワー不足を解消させるため、自主防災組織の強化を図る目的として、連合化を推進し、市民相互の連携を図るため、防災訓練への参加を促す必要があります。【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たっては、被災していない民間機関や他の地方公共団体等と災害支援協定等に基づいた相互応援体制の充実を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努めます。
【防災安全課 施策分野：(2)】
- ②・大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たっては、被災していない民間機関や他の地方公共団体等と災害支援協定等に基づいた相互応援体制の充実を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ③・地域消防力の強化に向け、防災及び消防関係機関と自主防災組織等の地域住民が一体となり、防災訓練等の合同訓練を実施しながら、有事の際の体制強化に努めていきます。
【防災安全課 施策分野：(2)】
- ④・自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努めます。
【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑤・消防団の消防力の維持、強化に向け、装備の適正な維持管理、更新や演習、訓練の実施に努めます。また、「消防団協力事業所への登録を通じて、事業所の理解と協力を得る等、令和4年度からは機能別消防団員に基づく学生消防団員等の制度が位置づけられたため、新たな消防団員の確保や若手消防団員の確保をさらに強化し、消防力の向上に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑥・大規模災害時においては、警察、消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助、救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されます。自主防災組織等による救助、救急活動の体制強化として、訓練や救命講習会及び防災士による防災講話の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努めます。
【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑦・大規模災害時においては、警察、消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助、救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されます。自主防災組織等による救助、救急活動の体制強化として、訓練や救命講習会及び防災士による防災講話の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努めます。
【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(1)	・自主防災組織連合組織の結成数	R 7年度 4団体	R 11年度 6団体	防災安全課
	・防災倉庫の資機材等の点検	R 7年度 1回	R 11年度 2回以上	防災安全課
(2)	・消防団員の確保	R 7年度 2,047人	R 11年度 2,430人	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (自治体)	R 7年度 27件	R 11年度 30件	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (民間)	R 7年度 60件	R 11年度 70件	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
	・機能別消防団員（学生消防団員等）の確保	R 7年度 41名	R 11年度 60名	防災安全課
	・消防団協力事業所への登録数	R 7年度 43件	R 11年度 60件	防災安全課

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価結果

（医療関係団体との連携強化）

- ①持続可能な医療提供体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を強化するとともに、広域連携による医療体制の整備を推進する必要があります。【健康推進課、市民病院】
- ②災害時の医療救護活動を迅速にするため、医療関係団体等と連携し、救護体制を整えるとともに、救護の活動に必要な資機材等を提供できるようにする必要があります。
【健康推進課、市民病院】

- ③災害時の負傷者等に対応するため、医療関係団体等と連携し、臨時の救護所を設置する場所の検討や、実施可能な医療救護活動の範囲について検討する必要があります。
- 【健康推進課、市民病院】
- ④災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要があります。
- 【健康推進課、市民病院】
- ⑤災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を構築する必要があります。【健康推進課、市民病院】
(道路の防災・減災対策)
- ⑥災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設業者等との協定による復旧体制の強化を図るとともに、平常時から実施可能な工事内容、技術者の有無等の情報共有と連携強化を図る必要があります。【建設課】
- ⑦災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の連携強化、相互支援体制の確認、維持管理体制の情報共有等について、引き続き相互に連携を図る必要があります。
- 【建設課】
- ⑧災害発生時の道路交通網を確保するため、国・県道に接続する市道について、総合的な視点から整備する必要があります。【建設課】
- ⑨災害発生時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要があります。【建設課】
(業務継続体制の整備)
- ⑩被災により稼働可能な医療施設及び従事可能な医療関係者、ライフライン等、資源に制約がある状況下において災害対応を継続的に実施できる体制を構築するため、現状策定している業務継続計画（B C P）の見直し及び拡充をしていく必要があります。【市民病院】
(市民等の自主的救護体制の整備)
- ⑪救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となることを想定し、近隣の救護活動や医療機関への搬送等について自主的に対応する場合があることを周知徹底しながら、自主的な救護体制の整備に努めます。【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・災害派遣医療チーム（D M A T）の受援体制と情報共有方法についてのルール作りを行います。【市民病院 施策分野：(5)】
- ・災害拠点病院である大崎市民病院においては、大崎地域 1 市 4 町により連携協約を締結した地域医療連携拠点施設整備事業を実現させるため、災害時に必要とされる医療従事者の確保や諸課題を解決させる必要があります、県内外の各機関と連携しながら、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。【市民病院 施策分野：(5)】
 - ・大崎市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（B C P）について、継続的に内容の見直しを行います。【市民病院 施策分野：(5)】
- ②・大崎市民病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用に向けたデータ整備を行います。【市民病院 施策分野：(5)】
- ・災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図ります。【健康推進課、市民病院 施策分野：(5)】
- ③・災害拠点病院である大崎市民病院においては、大崎地域 1 市 4 町により連携協約を締結した地域医療連携拠点施設整備事業を実現させるため、災害時に必要とされる医療従事者の確保や諸課題を解決させる必要があります、県内外の各機関と連携しながら、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。【市民病院 施策分野：(5)】
- ④・大崎市民病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用に向けたデータ整備を行います。【市民病院 施策分野：(5)】
- ⑤・災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図ります。【健康推進課、市民病院 施策分野：(5)】
- ⑥・地元建設業者等と災害時応急対策の協力に関する協定締結により道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑦・国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備を行います。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑧・重要な生活道路等について、幅員狭あい区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑨・重要な生活道路等について、幅員狭あい区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑩・大崎市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（B C P）について、継続的に内容の見直しを行います。【市民病院 施策分野：(5)】
- ⑪・大規模災害時においては、土砂の崩壊等により道路閉塞が生じるおそれがあるため、救助、救急活動を担う機関の対応が困難になることが想定されます。そのため、自主防災組織等による救助、救急活動の体制の強化として、訓練や救命講習会の実施、防災資機材の整備に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(5)	・市内災害拠点病院におけるB C P策定状況	R 7年度 100%		市民病院

2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

脆弱性評価結果

(避難所の環境整備)

①市、自主防災組織および地域住民がそれぞれの役割において、食料などの物資の備蓄の確保に努め、避難所などにおける環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市、自主防災組織や地域住民は避難所の運営についての取り決めなどを事前に定め、検討しておく必要があります。【防災安全課】

②介護が必要な高齢者や障がい者の方などの要配慮者の安定した避難生活の確保のため、福祉避難所の拡充を図るとともに、発災後一般的な避難所において生活に支障をきたす場合には、福祉避難所へ避難できるよう、円滑な連絡体制の構築を図る必要があります。

【社会福祉課、高齢障がい福祉課、防災安全課】

③避難所などにおける生活環境の安全安心を確保し、多数の被災者の健康、心理状態の悪化による災害関連死などを防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、ジェンダー・バランスに配慮した避難所運営体制を確保することなどの男女共同参画の視点から捉えた防災・災害対応の取り組みも必要となります。

【防災安全課、健康推進課、社会福祉課、男女共同参画推進室】

(小中学校などに開設する避難所)

④災害の際、小中学校などの教育施設に開設する避難所においては、感染症対策に配慮して衛生管理を徹底、また、一人あたりの避難スペースを確保し、周囲に配慮しながら運営する必要があります。【学校教育課、防災安全課】

(孤立集落の発生)

⑤土砂災害による孤立集落が発生した場合、地域の規模によっては大量の水・食料等の供給が必要になるため、不足とならないよう万全な備蓄体制に努める必要があります。

【防災安全課】

⑥道路網が寸断された場合は、道路啓開の復旧に時間を要するため、電気や水道、電話等のライフラインの復旧工事も長期化するおそれがあります。【建設課、防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進する必要があるため、特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のため、簡易テントの間仕切りなどの備蓄の推進に努めます。【防災安全課、社会福祉課 施策分野：(5)】
- ・避難所開設マニュアルに基づき、自主防災組織や地域住民を中心に各施設における避難所開設・運営マニュアル策定の推進を図ります。【防災安全課 施策分野：(1)】
- ②・介護が必要な高齢者や障がい者の方などの要配慮者のため、常に必要な生活支援を行うなど、特別な配慮を受けることができる福祉避難所の拡充のため、より多くの社会福祉法人等関係団体と協定を結び、発災後一般的な避難所において生活に支障をきたす方がいる場合には、福祉避難所に避難できるよう、円滑な支援体制の構築や対象者の把握に努めます。
- 【社会福祉課、高齢障がい福祉課、防災安全課 施策分野：(5)】
- ③・避難所などにおける生活環境の安全安心を確保し、多数の被災者の健康、心理状態の悪化による災害関連死などを防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制の確保などの男女共同参画の視点から捉えた防災・災害対応の取り組みについても推進していきます。
- 【防災安全課、健康推進課、社会福祉課、男女共同参画推進室 施策分野：(2)】
- ④・災害時の避難所では、避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康・衛生管理に留意した運営に努めます。【学校教育課、防災安全課 施策分野：(3)】
- ⑤・土砂災害による孤立集落が発生した場合は、初動が必要な救助・救出、救援物資の搬送はヘリコプターによる空輸で行わなければならないため、当該有事発生に備え、平時から関連機関との調整に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑥・災害により孤立化するおそれの高い地域においては、事前の対応策を検討しておく必要があります。また、衛生環境への配慮や資機材の配備、電力及び燃料を確保しておくにあたり、災害協定締結に伴う民間の援助を活用しながら対策を講じます。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・計画的な食料の備蓄	R 7年度 100%		防災安全課
	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(5)	・福祉避難所との協力協定締結の見直し、推進	R 7年度 24事業所	R 11年度 30事業所	社会福祉課

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価結果

（物資等の確保）

①災害時の食料、飲料水、医薬品、乳幼児用ミルク等の備蓄について、市、県、民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、各家庭での備蓄を促進する必要があります。

【防災安全課】

②食料等を製造する民間企業や福祉施設等との協定締結を行うとともに、災害時に協力できる体制を維持する仕組みを構築する必要があります。【防災安全課、社会福祉課】

③備蓄の内容については、コロナ禍に見られた新しい生活様式のように、社会情勢の変化に対応するため、避難者の多様なニーズに合わせた、備蓄品目の導入ができるよう検討する必要があります。【防災安全課】

（供給手段の確保）

④市外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の円滑な移動を行うための拠点となる箇所を確保しながら資機材の整備を図る必要があります。【防災安全課】

⑤被災した道路を迅速に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材が確保できるよう、市内事業者の維持確保及び協力体制の構築を図る必要があります。【建設課】

⑥市内・近隣市のガソリンスタンドからの燃料等の供給を、発災時以降も継続して対応してもらえるような対策が必要です。【産業商工課】

- ⑦姉妹都市や友好都市、災害支援協定を締結した自治体との連携を平時から密にし、災害発生時に相互に支援を行える体制を構築する必要があります。【防災安全課】
- ⑧支援物資等の確保及び供給体制について、迅速かつ効率的な供給を受ける体制を構築する必要があります。【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・災害に備え、各家庭において3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう、周知を行います。【防災安全課 施策分野：(1)】
- ・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・大規模災害発生初動期における医療救護用の資機材・医薬品等の確保について、大崎市民病院を災害拠点病院として備蓄を推進します。【防災安全課 施策分野：(5)】
- ②・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・災害拠点病院である大崎市民病院の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進します。
- 【市民病院 施策分野：(5)】
- ③・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ④・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・地域の中核的な防災拠点として、国と市で防災利用に関する協定（災害復旧や救助・救援活動）を締結した市内の道の駅があるため、次の道の駅については、防災拠点としての機能強化に努める必要があります。
 - (1)「道の駅三本木やまなみ」：「防災道の駅」への選定へ向け、道の駅駐車場の冠水対策や貯水槽等の早期整備を行います。
 - (2)「道の駅おおさき」：充実した防災設備を保有するため、災害時は市民や道路利用者の避難場所として活用、また、隣接する大崎広域消防本庁舎と市役所新庁舎を含めた一体的な複合連携を行うことで、災害時の防災拠点施設としての役割を十二分に果たしていきます。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑤・大規模災害発生初動期における医療救護用の資機材・医薬品等の確保について、大崎市民病院を災害拠点病院として備蓄を推進します。【防災安全課 施策分野：(5)】
- ・災害拠点病院である大崎市民病院の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体

と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進します。

【市民病院 施策分野：(5)】

- ・重要な生活道路等について、幅員狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課 施策分野：(2)】
- ⑥・電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制を構築します。【防災安全課、産業商工課 施策分野：(2)】
- ⑦・大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たっては、被災していない民間機関や他の地方公共団体等と災害支援協定等に基づいた相互応援体制の充実を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑧・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。

【防災安全課 施策分野：(2)】

- ・大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たっては、被災していない民間機関や他の地方公共団体等と災害支援協定等に基づいた相互応援体制の充実を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、災害時の防災拠点施設として位置づける市内の道の駅等も含めた緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理、運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図ります。

【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・防災拠点施設数	R 7年度 3箇所	R 11年度 4箇所	防災安全課
	・計画的な食料の備蓄	R 7年度 100%		防災安全課
	・他自治体との災害時相互応援協定に基づく防災訓練の実施	R 7年度 2回	R 11年度 2回以上	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (自治体)	R 7年度 27件	R 11年度 30件	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (民間)	R 7年度 60件	R 11年度 70件	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価結果

(帰宅困難者への対応)

①災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されるため、企業等は、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を確保するなどの帰宅困難者対策を講じる必要があります。

【産業商工課】

施策分野別推進方針

①・市の対策として、帰宅困難者が家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

・企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等備蓄品の確保及び配布について、早急の対応に努めます。

【防災安全課、産業商工課、学校教育課 施策分野：(2)】

・飲食等の関連企業と締結している協定については、引き続き協定締結先の確保に努め、災害時における支援体制の充実を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

・鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じるとともに、運行再開などの情報を集約し、迅速に市民等へ情報提供できる体制の整備を図ります。

【防災安全課、まちづくり推進課 施策分野：(2)】

・市の対策として、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、災害時における施設への円滑な誘導体制の整備や一時滞在施設等における飲料水の計画的な備蓄を進めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策分野別	指標	設定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・計画的な食料の備蓄	R7年度 100%		防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (民間)	R7年度 60件	R11年度 70件	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R7年度 改定		防災安全課 各所属課

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価結果

(感染症等予防対策)

- ①避難所での感染症発生防止のため、平時から定期予防接種の推進やコロナ禍に適応した避難所運営マニュアルの周知、県や医療関係者と連携した心身のケアと感染症等予防対策を行う必要があります。【健康推進課、市民病院】
- ②市民が平素から良好な健康状態を維持するための取り組みが必要です。
【健康推進課、市民病院】
- ③浸水被害を受けた地域及び住宅に対して、地域における迅速な消毒ができるよう資機材の適切な備蓄等が必要です。【環境保全課】
- ④地震や大規模な浸水等により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要するため、衛生対策に留意する必要があります。【環境保全課】
- ⑤災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要があります。【環境保全課】

施策分野別推進方針

- ①・避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が発生しないよう、県、DMA T、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して予防活動を継続的に行うための体制整備及び感染症予防対策用資器材の整備を行います。【健康推進課、市民病院 施策分野：(1)】
・災害の発生により避難を実施したが、避難所で感染症が流行すると、安定した避難所運営が困難になるため、複合災害の発生は避けなければならず、コロナ禍に策定された「新しい生活様式」に適応した避難所運営マニュアルを遵守しながら感染症予防対策の周知を図ります。また、避難所生活においては、感染症等への配慮や長期化した場合への配慮の観点から1人あたりの専有面積を基準値以上確保しなければならないため、他施設の避難所利用も確保しながら適正な避難所運営に努めます。
【市民病院、防災安全課 施策分野：(1)】
・発災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の整備を進めます。また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受援体制を構築します。
【健康推進課 施策分野：(5)】
・健康診査や予防接種を受けやすい環境を整えるとともに、健康教育にも取り組み、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保します。【健康推進課 施策分野：(5)】

- ②・健康診査や予防接種を受けやすい環境を整えるとともに、健康教育にも取り組み、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保します。【健康推進課 施策分野：(5)】
- ③・浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行います。
- 【環境保全課 施策分野：(1)】
- ④・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備えや発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物対策指針に基づく処理の整備を図ります。
- 【環境保全課 施策分野：(6)】
- ⑤・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備えや発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物対策指針に基づく処理の整備を図ります。
- 【環境保全課 施策分野：(6)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(5)	・保健活動マニュアルの策定	R 7年度 100%		健康推進課
	・福祉避難所運営マニュアルの策定	R 7年度 100%		健康推進課
	・予防注射接種率（麻疹・風疹）	R 7年度 93.9%	R 11年度 95%	健康推進課
(6)	・災害廃棄物一時保管場所数	R 7年度 6カ所	R 11年度 7カ所	環境保全課

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価結果

(職員に対する防災教育)

- ①職員に対して災害時における適切な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、危機管理職員行動マニュアル等による災害対応スキルの習得を図る必要があります。【人財育成課、防災安全課】

(防災拠点機能の確保)

- ②防災拠点となる公共施設は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性の確保、災害時も利用可能な情報通信設備の整備、備蓄倉庫の設置等、施設整備だけでなく、関係機関との連携による運用も含めた体制の構築が必要です。【防災安全課、財政課】

- ③本庁舎及び総合支所は、市及び各地域における災害対応の拠点を担うことから、機能の維持及び設備面での充実を図る必要があります。【防災安全課】

- ④集会所等の指定避難所については、災害発生に備えた資機材等の整備と災害発生時に使用できる状態を維持する必要があります。【防災安全課】

(要配慮者の避難施設の確保、避難計画の策定)

- ⑤大規模自然災害発生時の避難所において、生活が困難な要配慮者の避難施設として、民間の社会福祉施設を使用する協定を締結していますが、今後も、より多くの施設と協定を結ぶことや既存施設の活用を検討する必要があります。【社会福祉課】

- ⑥各社会福祉施設においては、実災害時における入所者の避難に備えるため、避難確保計画を策定するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの状況に対処した個別避難計画の策定も隨時進めていく必要があります。【防災安全課、社会福祉課】

(業務継続体制の整備)

- ⑦業務継続計画（BCP）を策定し、災害対応力の向上を図るとともに、継続的な改善を行うことにより業務継続体制の強化を図る必要があります。【防災安全課】

(相互応援体制の整備)

- ⑧自然災害等による大規模災害の発生時においては、姉妹都市や交流自治体、国及び県の関係機関、災害支援協定企業・団体からの応援を適時的確に受ける体制を平時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要があります。【人財育成課、防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることで、職員の資質の向上に努めます。【防災安全課、人財育成課 施策分野：(2)】
- ②・地域の中核的な防災拠点として、国と市で防災利用に関する協定（災害復旧や救助・救援活動）を締結した市内の道の駅があるため、次の道の駅については、防災拠点としての機能強化に努める必要があります。
- (1) 「道の駅三本木やまなみ」：「防災道の駅」への選定へ向け、道の駅駐車場の冠水対策や貯水槽等の早期整備を行います。
- (2) 「道の駅おおさき」：充実した防災設備を保有するため、災害時は市民や道路利用者の避難場所として活用、また、隣接する大崎広域消防本庁舎と市役所新庁舎を含めた一体的な複合連携を行うことで、災害時の防災拠点施設としての役割を十二分に果たしていきます。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ③・本庁及び総合支所間において、災害発生時に通信及び総合防災情報システムが機能するよう訓練を図りながら確認を行い、備蓄品等の資機材の維持、確保についても停滞しないよう努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ④・公共施設及び集会所等については、資機材の整備及び施設の日常点検や定期点検により状況を把握し、適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、避難所として必要な機能の維持、確保に努めます。また、避難所への入所及び避難者の管理については、マイナンバーを活用する支援アプリの導入も検討されており、より迅速な避難所運営を推進します。【防災安全課 施策分野：(6)】
- ・大規模災害時においては、警察、消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助、救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されます。自主防災組織等による救助、救急活動の体制強化として、訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑤・高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図ります。【社会福祉課 施策分野：(5)】
- ⑥・避難確保計画の策定を各社会福祉施設へ促しながら、実災害時の発生に備えることとし、個別避難計画については、ケアマネージャーや自主防災組織との連携を図りながら策定へ向けて調整を図ります。【防災安全課、社会福祉課 施策分野：(5)】
- ⑦・大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（B C P）や危機管理職員行動マニュアルの整備に取り組み、適切に実行できるよう、訓練等を通しながら評価、検証を行います。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑧・大規模災害時には、職員の対応だけでは困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担を行い、訓練を通しながら各々の役割について、確認していきます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・大規模災害時においては、災害時相互応援協定に基づく県、他自治体及び民間団体からの支援をはじめ、消防、警察、自衛隊の災害派遣といった様々な救援活動が想定されることから、受入体制の整理に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ・風水害及び津波等の大規模自然災害や原子力災害等、大規模災害が他の自治体で発生した際に、本市に対し他の自治体から避難者の受入れ要請がなされた場合に備え、必要な体制整備を行います。【人財育成課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(1)	・防災倉庫の資機材等の点検	R 7年度 1回	R 11年度 2回以上	防災安全課
(2)	・防災拠点施設数	R 7年度 3箇所	R 11年度 4箇所	防災安全課
	・危機管理職員行動マニュアルの周知	R 7年度 100%		防災安全課
	・各支所間等の通信訓練の実施	R 6年度 1回	R 11年度 2回以上	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(3)	・小中学校天井等耐震対策率	R 7年度 77.8%	R 11年度 100%	防災安全課 生涯学習課
(5)	・要配慮者利用施設による避難確保計画の策定	R 7年度 293件	R 11年度 400件	防災安全課
	・避難行動要支援者の個別避難計画の策定	R 7年度 1件	R 11年度 837件	社会福祉課

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

脆弱性評価結果

(事業者における事業継続計画(BCP)の促進)

- ①災害等において被害を最小限に食い止めることができるよう、平時から重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練事業所の耐震化、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要があります。

【産業商工課、建設課】

- ②事業継続計画(BCP)が実効性を持って運用されるように、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、関係機関との連携による支援体制を強化する必要があります。【産業商工課】

(中小企業などの経営基盤の強化)

- ③災害等による損害を受けた事業者に対し、運営資金等を融資する等、経営基盤を強化するための対策を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要があります。【産業商工課】

施策分野別推進方針

- ①・災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、業務継続計画(BCP)の策定を促します。また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努めます。

【建設課 施策分野：(4)】

- ・小規模事業者支援法に基づき、事業継続力強化支援計画について市内商工団体と共同での策定することを検討するとともに、各事業者に対して企業BCP(事業継続計画)の策定支援を行います。【産業商工課 施策分野：(4)】

- ②・小規模事業者支援法に基づき、事業継続力強化支援計画について市内商工団体と共同での策定することを検討するとともに、各事業者に対して企業BCP(事業継続計画)の策定支援を行います。【産業商工課 施策分野：(4)】

- ③・被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体を連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に対応することとします。

【産業商工課 施策分野：(4)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課

4－2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

脆弱性評価結果

(エネルギー関係施設等の災害に備えた消防力の強化)

①エネルギー関係施設等で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため特定事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要があります。【産業商工課、農政企画課】

(アスベスト等の飛散防止)

②地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性についての啓発を行うとともに、暴露防止に有効なマスクの備蓄や解体の際の事前周知の手順等の整備を図る必要があります。

【建築指導課】

③民間建築物に係るアスベスト調査台帳の整備を進めるとともに、優先的に実態を把握すべき建築物のアスベスト調査を行い、アスベスト調査台帳に掲載する必要があります。また吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については、除去等の対策を進めが必要となります。【建築指導課】

(有害物質等の流出防止)

④油漏れや有害物質の流失の事故が発生したときは、河川へ流出した場合や浸水区域に流出した場合は大規模な拡散となることから、早期対策が必要であり、緊急連絡体制の整備による速やかな情報収集と復旧に対する横断的な体制が必要となります。【環境保全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

①・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進めます。

【産業商工課、農政企画課 施策分野：(4)】

②・有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図ります。【環境保全課、建築指導課 施策分野：(6)】

・地震等により倒壊した建物を解体する際は、関係法令に基づき吹付けアスベストの使用の有無を確認するよう指導するとともに、使用されている可能性のある建物の事前把握に努めます。併せて、建物所有者等に対して注意喚起を促す対策を講じます。

【建築指導課 施策分野：(6)】

・建設リサイクル法に基づく届出制度を活用し、解体の届出のあった建築物についてアスベスト調査台帳と照査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物を解体する場合は、施工業者に対し適切な情報提供を行います。【建築指導課 施策分野：(6)】

③・有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図ります。【環境保全課、建築指導課 施策分野：(6)】

・地震等により倒壊した建物を解体する際は、関係法令に基づき吹付けアスベストの使用の有無を確認するよう指導するとともに、使用されている可能性のある建物の事前把握に努めます。併せて、建物所有者等に対して注意喚起を促す対策を講じます。

【建築指導課 施策分野：(6)】

・建設リサイクル法に基づく届出制度を活用し、解体の届出のあった建築物についてアスベスト調査台帳と照査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物を解体する場合は、施工業者に対し適切な情報提供を行います。【建築指導課 施策分野：(6)】

④・有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図ります。【環境保全課、建築指導課 施策分野：(6)】

◆関連する指標（施策分野別）

施 策 分 野 別	指 標	設 定		担 当 課
		基 準 值	目 標 値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7 年度 改定		防災安全課 各所属課
	・宮城県建築行政マネジメント計 画の推進（アスベスト対策）	R 7 年度 1 0 0 %		建築指導課

4-3 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価結果

(備蓄及び緊急物資の供給体制等の強化、構築)

- ①市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適切かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整等を強化する必要があります。【防災安全課】
- ②大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要があります。
【防災安全課】
(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)
- ③災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地、農業用水利施設（排水機場等）等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。【農政企画課】
- ④農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行う等、平時からの適切な維持管理を促進する必要があります。【農政企画課】

施策分野別推進方針

- ①・食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、平時から集積拠点の管理、運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ②・緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅においては、資機材等の運搬に係る中継場所の提供や救援物資の提供・保管などに努め、各地域においても緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ③・災害発生時にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備・更新及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理を推進します。【農政企画課 施策分野：(4)】
- ④・災害発生時にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備・更新及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理を推進します。【農政企画課 施策分野：(4)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・防災拠点施設数	R7年度 3箇所	R11年度 4箇所	防災安全課
	・緊急輸送道路ネットワーク計画の策定	R7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R7年度 改定		防災安全課 各所属課

4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価結果

(農地による二次被害の防止)

①田んぼダム等による農地の洪水調整機能を最大限発揮させるためには、水田が適切に管理されている必要があります。【農村環境整備課】

(山地による二次被害の防止)

②適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林、長年に渡って適切な管理がなされていない人工林等は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の公益的機能の発揮に支障を来す恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林、適切な森林の管理を推進する必要があります。

【農村環境整備課】

(鳥獣被害防止対策の推進)

③農林業従事者の減少や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、鳥獣被害防止対策をソフト・ハード両面にわたる総合的な対策として推進する必要があります。【農村環境整備課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

①・地域の共同活動支援により農業・農村の多面的機能の維持・保全の推進を図るとともに、田んぼに雨水を一時貯留する田んぼダムにより浸水被害の軽減を図ります。

【農村環境整備課 施策分野：(4)】

②・地域の共同活動支援により農業・農村の多面的機能の維持・保全の推進を図るとともに、田んぼに雨水を一時貯留する田んぼダムにより浸水被害の軽減を図ります。

【農村環境整備課 施策分野：(4)】

・林地の崩壊等、山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進します。【農村環境整備課 施策分野：(4)】

・大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来す恐れがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。【農村環境整備課 施策分野：(4)】

③・鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進します。【農村環境整備課 施策分野：(4)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(4)	・間伐実施面積（年平均）	R 7年度 2 6 0 h a	R 1 1年度 9 1 0 h a	農村環境 整備課

5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）

5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）

脆弱性評価結果

(情報の収集、伝達体制の確保)

- ①災害情報を迅速かつ的確に把握するため、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できる体制を、継続的に維持し、情報通信が途絶したと判断される場合には、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要があります。【防災安全課】
- ②防災行政無線、戸別受信機、緊急速報メールやメール配信サービス、宮城県総合防災システムM I D O R I、また、本市の総合防災情報システムや市W E B サイト等を活用した防災行政情報の発信について、外国人を含む市民及び来訪者へ迅速かつ的確な避難情報等を伝達する体制を整備する必要があります。

【防災安全課、デジタル戦略課、政策課、観光交流課】

(情報伝達機能の電源の確保)

- ③停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備については、本庁舎で導入されたものの計画的な整備を地域の防災拠点である各総合支所においても促進するとともに、常時使用可能な状態を維持する必要があります。【防災安全課】

(デジタル等新技術の活用)

- ④被災による情報伝達の不備等を招かないよう、大崎市LINE公式アカウント等を活用した正確かつ迅速な職員への連絡体制を構築する必要があります。

【財政課、デジタル戦略課】

- ⑤デジタル等新技術による電算機器等の活用や故障発生時の迅速な復旧が可能となるよう、I C T に卓越した職員の育成が必要です。【デジタル戦略課】

- ⑥デジタル等新技術の活用については、初步的なスキルやリテラシーの普及が必要になりますが、特に高齢者などの一部の人々は、デジタル技術に対する理解や知識が不足している場合があることから、技術の普及を進めるためには、支援体制の構築が必要です。

【デジタル戦略課】

(総合防災情報システム等の機能拡充、体制整備)

- ⑦災害発生時には、総合防災情報システムを介した情報収集等を行い、災害対策本部会議等においてもシステムを活用しながらの状況説明を行う体制となります。総合支所等の外部施設は、Webを活用した会議への参加になるため、常に防災訓練等による訓練を行なながら通信状況を確認しておく必要があります。【防災安全課、デジタル戦略課】

- ⑧総合防災情報システムは、災害時の情報収集及び市民へ情報伝達を行う基盤となるため、災害時に対応を要する所属の職員は、実災害時のシステムの操作やシステムの操作研修等を通しながら操作の習熟度を上げる必要があります。また、災害時に対応しない所属の職員は、システムを操作する機会がほぼないことから、対策を検討する必要があります。【防災安全課】
- ⑨本市では、地震、大雨、土砂災害等の災害時における迅速な情報伝達体制の構築に向けて、今年度より総合防災情報システムの運用を開始したが、防災・避難体制に万全を期すため、情報伝達の更なる多様化・高速化を図る必要があります。【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・総合防災情報システムを介して市民へ災害情報を提供するにあたり、市、消防等防災関係機関、行政区や自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図ります。また、システムが通信障害により遮断された場合に備え、平時から対策の構築を図ります。
- 【防災安全課 施策分野：(2)】
- ・災害発生時には、総合防災情報システムより正確な情報を市民に向けて発信するため、被災箇所等の発信すべき情報の内容を精査し、誤報とならないよう注意を図りながら対応に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ②・情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努めます。【防災安全課、デジタル戦略課、観光交流課 施策分野：(2)】
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線等、デジタル化の進展に伴う情報伝達手段の多様性・正確性をさらに進めます。【防災安全課 施策分野：(2)】
 - ・災害発生時に在住外国人や訪日外国人が安全に避難行動に移れるよう、格差のない情報発信に努めます。【政策課 施策分野：(2)】
 - ・市内に滞在している来訪者及び観光客に対して、関係する行政機関や地域の関係団体と連携し、正確な情報提供を迅速に行います。
- 【防災安全課、デジタル戦略課、観光交流課 施策分野：(2)】
- ・情報通信網が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ伝達できるよう、総合防災情報システム、他情報システムの複線化や通信手段等の耐災害性の強化、高度化を推進します。【防災安全課、デジタル戦略課 施策分野：(2)】
- ③・情報通信網が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ伝達できるよう、総合防災情報システム、他情報システムの複線化や通信手段等の耐災害性の強化、高度化を推進します。【防災安全課、デジタル戦略課 施策分野：(2)】
- ④・情報伝達の不備等を防ぐため、大崎市LINE公式アカウント等を活用した災害情報の発信を行うとともに、グループ機能を活用した職員間の連絡体制の構築を図ります。
- 【財政課、デジタル戦略課 施策分野：(2)】

⑤・職員のICT活用に係る適材配置と専門教育の推進に努めます。

【デジタル戦略課 施策分野：(2)】

⑥・市民への連絡手段の一つとして、スマートフォンのLINEを活用したツールにより周知を図ることとしており、デジタル機器の扱いに慣れていない市民に対しては、災害時に必要な情報が入手可能となるよう、講習会を実施するなどの学びの場を提供してまいります。

【デジタル戦略課 施策分野：(2)】

⑦・災害時のWebを活用した会議は、外部施設と連絡調整を行う際に必須となる情報共有手段となるため、一層の環境整備を図るとともに、情報システムの多重化についても検討を図ります。【防災安全課、デジタル戦略課 施策分野：(2)】

⑧・災害時に対応しない所属については、職員に対する総合防災情報システムの操作育成の観点から、システムの操作研修には積極的に参加してシステム操作の機会を持ち、その後はシステムの操作マニュアルの主要箇所を把握し、確認しながら有事の際の対応を図られるよう努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

⑨・非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、総合的な防災情報システムの確立を目指し、各種防災情報及び避難者情報等の機能構築へ向けて検討を図ります。

【防災安全課、デジタル戦略課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・総合防災情報システムの操作研修会の開催	R 7年度 2回	R 11年度 3回	防災安全課
	・各支所間等の通信訓練の実施	R 7年度 1回	R 11年度 2回以上	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(4)	・大崎市LINE公式アカウントの登録者数		R 11年度 1万名	デジタル 戦略課

5－2 電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価結果

(電力供給遮断時の電力確保)

- ①電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として避難者等の受け入れを行う施設において、必要不可欠な電力を確保するため、関係機関と連携しながら非常用発電機の整備及び、燃料の確保、太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用について検討します。【産業商工課、環境保全課】

(再生可能エネルギー等の導入促進)

- ②長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所における電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための施設整備を促進する施策を関係機関と調整しながら検討する必要があります。【産業商工課、環境保全課】

(燃料等の供給体制の構築)

- ③災害支援に関する協定を関係団体と締結すること等により、災害発生後の支援体制を構築するとともに、体制の維持を図る取り組みが必要となります。

【防災安全課、産業商工課】

(地域エネルギーの活用)

- ④森林資源等の地域に存在する活用可能なエネルギーについて、補完的なエネルギー源として利活用できる体制の構築を検討する必要があります。【産業商工課】

- ⑤小水力発電や熱回収処理施設の稼働による発電については、地域へ導入できるよう、地域、地元企業、関係団体と連携し、推進する必要があります。

【産業商工課、環境保全課】

(エネルギー関係施設等の安全対策等の強化)

- ⑥エネルギー関係施設等（ガソリンスタンド、都市ガス供給施設、発電施設等）においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質による被害が想定されるため、対策強化を進める必要があります。【産業商工課、農政企画課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・電力供給遮断等の非常時に備えるために、関係機関と連携しながら非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制を構築します。【産業商工課、環境保全課 施策分野：(2)】
- ・災害時に再生可能エネルギーが利用できるよう、各所での導入を促進する施策を展開していきます。【産業商工課、環境保全課 施策分野：(2)】
 - ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図ります。【防災安全課 施策分野：(4)】
- ②・災害時に再生可能エネルギーが利用できるよう、各所での導入を促進する施策を展開していきます。【産業商工課、環境保全課 施策分野：(2)】
- ・長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や各事業所及び農業用施設等で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について検討します。
- 【農村環境整備課、産業商工課、環境保全課 施策分野：(6)】
- ③・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図ります。【防災安全課 施策分野：(4)】
- ④・小水力発電については、民間活力を基本とした多様な地域産エネルギーの導入による可能性について調査を行い、熱回収処理施設の稼働による発電については、地域、地元企業、関係団体と連携しながら、今後の事業展開について調整を図ります。
- 【産業商工課、環境保全課 施策分野：(6)】
- ⑤・小水力発電については、民間活力を基本とした多様な地域産エネルギーの導入による可能性について調査を行い、熱回収処理施設の稼働による発電については、地域、地元企業、関係団体と連携しながら、今後の事業展開について調整を図ります。
- 【産業商工課、環境保全課 施策分野：(6)】
- ⑥・危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、近隣の自主防災組織との連絡体制の構築等、大規模自然災害対策の強化を進めます。【産業商工課、農政企画課 施策分野：(6)】

◆関連する指標（施策分野別）

施 策 分 野 別	指 標	設 定		担当課
		基 準 値	目 標 値	
(2)	・ 地域防災計画の見直し、更新	R 7 年度 改定		防災安全課 各所属課

5－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価結果

(水道施設の耐震化)

- ①水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を促進する必要があります。【上水道施設課】

(応急給水に係る施設整備)

- ②広域断水時における応急給水活動に必要な水を確保する必要があります。

【上水道施設課】

(水道供給体制の構築)

- ③給水機能が停止した際の緊急的措置として給水車による給水があるが、上下水道部に配備している台数で対応できない広域的な断水状態を想定し、平時から他自治体及び他団体との連携体制を構築する必要があります。【上水道施設課】

(下水道施設等の長寿命化等)

- ④下水道施設（公共下水道、農業集落排水、浄化槽等）処理施設や・ポンプ場・管路施設は、老朽化が懸念されることから、更新及び長寿命化対策を進めるとともに処理施設等、主要な施設の耐震化も推進する必要があります。【下水道施設課】

- ⑤下水道施設は、長期間の停電が発生した場合に施設機能の維持が困難であることから、非常時に応できるよう再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備や燃料備蓄等、緊急時の体制の整備を進める必要があります。【下水道施設課】

(上下水道施設等の浸水対策)

- ⑥上下水道施設等は、浸水被害を受けることにより長期間にわたり機能停止とならないよう想定される浸水の高さに対応した施設整備・改修を行うとともに施設の水密化等を図る必要があります。【上水道施設課、下水道施設課】

(迅速な復旧体制の構築)

- ⑦被災した上下水道施設等を迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要があります。

【上水道施設課、下水道施設課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・広域的な断水被害を回避するため、浄・配水施設や基幹管路等の主要水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に水供給を特に必要とする基幹病院や応急給水拠点等の重要給水施設に配水する管路の耐震化を計画的に実施します。
- 【上水道施設課 施策分野：(6)】
- ②・広域断水時の応急給水は、浄・配水場直近に設置した市内15箇所の給水補給基地から給水車により各応急給水拠点へ供給するが、大規模漏水による配水場貯留水の流出を防止するため、配水場に緊急遮断弁を設置します。また、迅速な給水活動を実施するため、主要な応急給水拠点への緊急貯水槽整備を推進します。【上水道施設課 施策分野：(6)】
- ③・日本水道協会宮城県支部内において、「災害時相互応援計画」を締結、また、日本水道協会東北地方支部内において、「災害時相互応援に関する協定」を締結し、広域的な連携体制を構築します。【上水道施設課 施策分野：(6)】
- ④・下水道施設の被災に備え、下水道施設の更新及び長寿命化対策とともに耐震化等を推進します。【下水道施設課 施策分野：(6)】
- ⑤・被災時に迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施します。【下水道施設課 施策分野：(6)】
- ⑥・上水道施設の浸水対策としては、ハザードマップを参照し、調査・研究を行います。
- 【上水道施設課 施策分野：(6)】
- ⑦・下水道施設の被災に備え、下水道施設の更新及び長寿命化対策とともに耐震化等を推進します。【下水道施設課 施策分野：(6)】
- ・被災時に迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施します。【下水道施設課 施策分野：(6)】
 - ・包括業務受託事業者である大崎水道サービス株式会社と「災害時における水道の応急活動の応援に関する協定」を締結し、被災時の市内事業者との連携を強化していきます。
- 【上水道施設課 施策分野：(6)】

◆関連する指標（施策分野別）

施 策 分 野 別	指 標	設 定		担当課
		基 準 値	目 標 値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(6)	・水道浄水施設の耐震化率	R 7年度 99.1%	R 11年度 99.1%以上	上水道 施設課

(6)	・上水道配水施設の耐震化率	R 7 年度 52.7%	R 11 年度 59%以上	上水道 施設課
	・上水管路の耐震化率	R 7 年度 16.3%	R 11 年度 18%以上	上水道 施設課

5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

脆弱性評価結果

(道路の防災・減災対策)

①災害における道路機能を確保するため、道路、橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備、改修を推進する必要があります。【建設課、防災安全課】

②災害時の交通機能早期確保のため、国及び県の道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、平時から引き続き相互の連携体制を強化していく必要があります。

【建設課】

③災害が発生した場合においても、安全安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への情報提供を可能とする体制の構築と、緊急車両等の交通経路となる重要道路における信号機等の機能維持が図られる体制を構築する必要があります。

【建設課、都市計画課】

(鉄路の防災・減災対策)

④災害における鉄路機能を確保するため、災害に強い施設の整備、改修について、関係機関が主体的、計画的に実施できるよう連携強化を図る必要があります。【まちづくり推進課】
(電柱の倒壊、森林の倒木への対応)

⑤電柱の倒壊及び森林の倒木により交通が遮断されるおそれがあることから、緊急輸送道路等における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、道路、農林道、鉄路等への倒木による影響が大きい木々の特定及び伐採等の措置を図る必要があります。【建設課、都市計画課、農村環境整備課】

(生活道の整備)

⑥災害発生時に避難経路や主要幹線の迂回路として活用できる生活道（市道、農道、林道等）を把握し、必要な整備・改良を進める等、平時から機能の維持を図る必要があります。【建設課、都市計画課、農村環境整備課】

(道路施設等の長寿命化)

- ⑦老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要であり、橋梁の長寿命化に併せ跨線橋の耐震化を進めていく必要があります。【建設課】
- ⑧迂回路として活用できる集落間農林道の整備を推進するとともに、老朽化した農林道施設や崩壊の危険性のある法面、路肩の計画的な改修が必要となります。
- 【建設課、農村環境整備課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を推進します。【建設課 施策分野：(2)】
- ・道路施設等の定期的な点検を行い、長寿命化計画を策定し、適時、適切な修繕または更新により、長寿命化を図ります。【建設課 施策分野：(2)】
- ②・国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備を行います。
- 【建設課 施策分野：(2)】
- ③・道路施設等の定期的な点検を行い、長寿命化計画を策定し、適時、適切な修繕または更新により、長寿命化を図ります。【建設課 施策分野：(2)】
- ・生活道路等や緊急車両等の交通経路となる重要道路について、幅員狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課、都市計画課 施策分野：(2)】
- ④・本市を縦横に通っている鉄路について、JR東日本株式会社との連携を強化することにより、災害発生時における物資輸送等の即応体制の構築を図ります。
- 【まちづくり推進課 施策分野：(2)】
- ⑤・電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討します。【建設課、都市計画課 施策分野：(2)】
- ・倒木による道路及び鉄路の不通対策として、路線付近における森林調査を実施し、必要な除間伐を行います。【農村環境整備課 施策分野：(2)】
- ⑥・重要な生活道及び農林道について、幅員狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課、都市計画課、農村環境整備課 施策分野：(2)】
- ⑦・本市を縦横に通っている鉄路については、JR東日本株式会社との連携を強化することにより、災害発生時のリスク回避のため、橋梁の長寿命化及び跨線橋の耐震化を推進します。【防災安全課 施策分野：(2)】
- ⑧・重要な生活道及び農林道について、幅員狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。【建設課、都市計画課、農村環境整備課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・跨線橋耐震化調査率	R 6年度 100%		建設課
	・無電柱化の実施距離	R 6年度 100%		都市計画課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(4)	・間伐実施面積（年平均）	R 7年度 260ha	R 11年度 910ha	農村環境 整備課

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性評価結果

（重機、資機材等の不足）

①大地震の発生により、道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が広域的な場合は、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等の不足したことにより復旧・復興が大幅に遅れるため、事前の対策が必要になります。【建設課】

②災害の発生により、地域住民が指定避難所へ避難を行うにあたり、警察、消防等が避難所への誘導や救助に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発する不安が生じます。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる懸念が生じるため、事前の対策が必要になります。【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

①・災害からの復旧・復興をすみやかに行えるよう、事業者との連携を図り、地元建設業者等については、災害時応援協定の締結に基いた対策を講じます。

【建設課、防災安全課 施策分野：(2)】

- ・早期の復旧へ向けて迅速な道路啓開が行える体制構築に努め、事前の対策として、平時から近隣市町村や協定先自治体等との連携を深め、災害時の対応力強化を図ります。

【建設課 施策分野：(2)】

②・災害時における地域の治安維持体制の検討を行うにあたり、警察、消防、消防団等との連携強化に努めていきます。【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・消防団員の確保	R 7年度 2,047人	R 11年度 2,430人	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (自治体)	R 7年度 27件	R 11年度 30件	防災安全課
	・災害時相互応援協定の締結数 (民間)	R 7年度 60件	R 11年度 70件	防災安全課
	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課 各所属課
(5)	・福祉避難所との協力協定締結の見直し、推進	R 7年度 24事業所	R 11年度 30事業所	社会福祉課

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

（復旧・復興を行うための体制整備）

- ①公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧作業等の担い手である建設業者が、災害対応可能な企業数で維持されるよう、市内建設業者の育成を図るとともに、若年技術者の就職・育成を進める必要があります。【建設課】
- ②災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう、国、県等の関係機関との連携を図り、資機材の保有情報を共有する必要があります。【建設課】
- ③道路啓開を迅速に行うため、関係団体との災害時の協力に関する協定を締結するとともに、資材置き場の整備や調達先の確保等を平時から確認しておく必要があります。
【建設課】
- ④公共土木施設や、上下水道施設の復旧を迅速に行うため、災害発生時における技術支援体制を構築し、専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保する必要があります。
【都市計画課、上水道施設課、下水道施設課】

施策分野別推進方針

- ①・建設事業者の技術向上と育成を目指し、県及び団体が実施する各種研修の情報提供に努めます。【建設課、人財育成課 施策分野：(2)】
- ②・国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備を行います。
【建設課 施策分野：(2)】
- ③・地元建設業者等と災害時応急対策の協力に関する協定締結により道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備します。【建設課 施策分野：(2)】
- ④・災害時における県の市町村支援制度を活用し、災害の速やかな復旧に向けた円滑な支援体制を構築します。【都市計画課 施策分野：(2)】
 - ・各種団体などが主催する研修会を活用し技術の継承、向上が図られるよう新たな人材育成や人材確保に積極的に取り組みます。
【上水道施設課、下水道施設課、人財育成課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(4)	・林道・林業専用道（累積合計）	R 7年度 1 9 0 k m	R 11年度 2 3 5 k m	農村環境 整備課

6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

（災害廃棄物対策指針に基づく処理）

①建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制を構築する必要があります。

【環境保全課】

（ストックヤードの確保）

②大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを事前に確保しておく必要があります。【環境保全課】

（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上）

③大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要があります。【環境保全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

①・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物対策指針に基づく処理の体制整備を図ります。

【環境保全課 施策分野：(6)】

②・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保します。

【環境保全課 施策分野：(6)】

③・建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の強化を図ります。

【環境保全課 施策分野：(6)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(6)	・災害廃棄物一時保管場所数	R 7年度 6カ所	R 11年度 7カ所	環境保全課

6－4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆 弱 性 評 価 結 果

(応急仮設住宅などの円滑な提供)

- ①建設型応急住宅については、迅速かつ適切な場所に整備できるよう、平時から整備可能な市有地等を把握するほか、宮城県をはじめとする関係団体等との非常時の役割分担等について協議・調整を図る必要があります。【建築住宅課】
- ②災害公営住宅の整備については、整備戸数等の計画立案を進めるため人員・資材の確保を含め、速やかに対応する必要があります。【建築住宅課】

③応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設が必要になることを想定し、建設できる候補地を複数検討しておくとともに、応急仮設住宅（借上型仮設住宅）については、国・県との連携を図りながら供与を行い、併せて市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する住宅関連の支援策について、制度適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要があります。【建築住宅課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・災害時において、迅速かつ適切な場所に建設型応急住宅を整備できるよう、平時から整備可能な市有地等を把握するとともに、市と関係団体等との連絡体制や役割分担等について、協議・調整を図ります。また、災害の規模によっては、地元企業との連携により建設型応急住宅の整備の検討に努めます。【建築住宅課 施策分野：(2)】
- ②・災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な市有地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかな対応に努めます。【建築住宅課 施策分野：(2)】
- ③・速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設候補地を定めます。【建築住宅課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施 策 分 野 別	指 標	設 定		担当課
		基 準 値	目 標 値	
(2)	・災害時相互応援協定の締結数 (民間)	R 7年度 60件	R 11年度 70件	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課

6－5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

(地域防災力強化へ向けたコミュニティへの支援)

- ① 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成等を行っているが、高齢化にともない地域活動の担い手不足の解消が必要となっています。【防災安全課】
- ② 公助だけに頼らない自助と共助を地域において実践するためには、地域全体での活動への参加や実践が図られる取り組みが必要となっています。【防災安全課】
- ③ 地域防災力の強化に直接的にプラスとなる消防団員の加入促進や宮城県防災指導員の育成を図ることで、地域における防災の専門家を増やす取り組みが必要となっています。

【防災安全課】

- ④ 地域防災力を維持するために、保育所及び幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や防災士会による研修や、講話の実施等、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。【防災安全課】

(外国人居住者の地域活動への参加促進)

- ⑤ 外国人労働者の受け入れ拡大により、地域住民としての外国人が増加していることから、災害発生後の共助の一員として、地域に住む外国人に対する対応力を強化する必要があります。【政策課】

(外国人居住者への情報発信)

- ⑥ 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等を行うことが必要となります。また、外国人の生活支援情報等の入手方法について、あらかじめ周知しておく必要があります。【政策課】

(災害ボランティア活動の環境整備)

- ⑦ 本市全域及び市民全員が支援対象となる被災を受けることは想定していないことから、平時から災害ボランティアの育成やボランティアコーディネーターの養成・研修の充実を図るとともに、社会福祉協議会及びボランティア関係団体との連携・協力体制を整備することで、本市の被災地での災害ボランティア活動を担う市民を増やす取り組みが必要となっています。【防災安全課、社会福祉課】

(被災地及び避難所の福祉支援)

- ⑧ 大規模自然災害による避難所の開設が長期間に渡る場合は、自主運営組織による活動や衛生面での取り組みを行いながら、避難所環境の改善を促進していく必要があります。

【健康推進課】

- ⑨高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難であるため、支援が必要な方に対しては、福祉施設等と市が締結している協定に基づきながら、受け入れ体制の整備を行う必要があります。【社会福祉課】
- ⑩被災者のこころのケア等については、市と県が連携しながら、計画的に実施できる体制を構築する必要があります。【健康推進課】
- ⑪災害発生時、被災者がどのような支援を求めているのか把握し、的確な支援につなげることが必要になります。【防災安全課】
(住宅再建への支援)
- ⑫被災した住宅の復旧・修繕については、数ヶ月かかる場合が大多数であることから、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要があります。【社会福祉課】
- ⑬応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設が必要になることを想定し、建設できる候補地を複数検討しておくとともに、応急仮設住宅（借上型仮設住宅）については、国・県との連携を図りながら供与を行い、併せて市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する住宅関連の支援策について、制度適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要があります。【建築住宅課】
(防災・SDGsとの協調性、関連性)
- ⑭SDGsの目標1「貧困をなくそう」の視点においては、貧困や障害により社会のセーフティネットから逸脱してしまい、災害や大きな社会変動により、貧困へ陥るリスクへの対策が必要とされています。【社会福祉課】
- ⑮SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」の視点においては、災害時においてもあらゆる全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することが必要とされています。
【社会福祉課】
(孤立集落の発生)
- ⑯土砂災害による孤立集落が発生した場合、地域の規模によっては大量の水・食料等の供給が必要になるため、不足とならないよう万全な備蓄体制に努める必要があります。
【防災安全課】

施 策 分 野 別 推 進 方 針

- ①・防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めます。また、世代間を越えた防災訓練による若年者から高齢者までの世代及び要配慮者を含めた交流、連携を図ることにより、コミュニティの醸成へ向けた組織環境の改善を整え、地域防災力の強化を促します。【防災安全課 施策分野：(3)】
- ②・防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めます。また、世代間を越えた防災訓練による若年者から高齢者までの世代及び要配慮者を含めた交流、連携を図ることにより、コミュニティの醸成へ向けた組織環境の改善

を整え、地域防災力の強化を促します。【防災安全課 施策分野：(3)】

- ・災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地域の防災マップやマイ・タイムラインの作成、訓練、防災教育等の充実を図ります。

【防災安全課 施策分野：(1)】

- ③・消防団員の入団促進や防災指導員の育成を図るとともに、消防活動・水防活動の訓練についての充実及び防災知識の向上を図ります。【防災安全課 施策分野：(2)】

- ・地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめ、消防団や女性防火クラブ等の活動支援に努めます。また、地域の防災活動を支えていくリーダーの人材育成を支援します。

【防災安全課 施策分野：(1)】

- ④・災害時における共助が発揮されるためには、常日頃から市民同士の交流が重要であることから、防災訓練等のような各世代の市民が集う交流機会の創出に努めます。

【防災安全課 施策分野：(2)】

- ⑤・防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めます。また、世代間を越えた防災訓練による若年者から高齢者までの世代及び要配慮者を含めた交流、連携を図ることにより、コミュニティの醸成へ向けた組織環境の改善を整え、地域防災力の強化を促します。【防災安全課 施策分野：(3)】

- ・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、外国人居住者への多言語表示等、支援体制についてニーズの把握に努めます。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努めます。【政策課 施策分野：(2)】

- ⑥・情報収集・提供手段の進展に伴い、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努めます。

【政策課 施策分野：(2)】

- ⑦・災害発生時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めていきます。【防災安全課、社会福祉課 施策分野：(1)】

- ⑧・発災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の整備を進めます。また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受援体制を構築します。

【健康推進課 施策分野：(5)】

- ⑨・高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、SNS等によるデジタル対応での情報共有も活用しながら、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図ります。【社会福祉課 施策分野：(5)】

- ⑩・発災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の整備を進めます。また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受援体制を構築します。

【健康推進課 施策分野：(5)】

- ⑪・大規模災害時、被災者を支援するため、各所属の支援情報を市のホームページや広報誌、SNS等を介しながら情報提供を図り、また総合防災情報システムにおいては最新の災害状況の発信に努めます。【防災安全課 施策分野：(1)】

- ・大規模災害時における被災者の生活再建等の各種手続きについて、迅速かつ的確に事務処

理手続きを行うため、各所属と調整を行いながら、市民にワンストップサービスによる提供ができるよう体制の構築を図ります。【防災安全課 施策分野：(1)】

- ⑫・被災者が早期に生活再建できるよう「被災者生活再建支援制度」に関する制度内容を職員内で共有し、情報提供に努めます。また、各支援制度との関連性や関係団体との連携を図りながら支援情報が必要な市民に対し確実に情報が提供されるよう周知の方法について、検討を行います。【社会福祉課 施策分野：(5)】
- ⑬・速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設候補地を定めます。【建築住宅課 施策分野：(2)】
- ⑭・高齢者、障がい者、女性、子ども、生活困窮者などへの支援に取り組んでいきます。
【社会福祉課 施策分野：(5)】
- ⑮・災害時に特に不利になる社会的に弱い立場の人が医療の継続に必要な電源や医療機器等の確保、言葉の問題に対処できるよう対策に取り組んでいきます。
【社会福祉課 施策分野：(5)】
- ⑯・土砂災害による孤立集落が発生した場合は、初動が必要な救助・救出、救援物資の搬送はヘリコプターによる空輸で行わなければならないため、当該有事発生に備え、平時から関連機関との調整に努めます。【防災安全課 施策分野：(2)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策 分野 別	指 標	設 定		担当課
		基準値	目標値	
(1)	・自主防災組織による防災訓練実施回数	R 7年度 200回	R 11年度 300回	防災安全課
	・宮城県防災指導員数（累積数）	R 7年度 800人	R 11年度 1,000人	防災安全課
	・防災士会の派遣による研修会等の開催	R 7年度 50回	R 11年度 80回	防災安全課
(2)	・「住民参加型」防災訓練の整備	R 7年度 0%	R 11年度 100%	防災安全課
	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	R 7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
(5)	・福祉避難所との協力協定締結の見直し、推進	R 7年度 24事業所	R 11年度 30事業所	社会福祉課

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

脆弱性評価結果

(文化財の保護)

①文化財は貴重な国民的財産ですが、その性質上、耐震・防火対策に制約があります。災害時に建造物などが滅失、損壊するおそれがあることから、防災対策を講じる必要があります。【文化財課】

(地域の貴重な文化財を守る防災防犯対策)

②市内に現存する文化財を災害から守るために、専門家の支援を受けながら防災対策を講じ、平常時からの防災対策をはじめ、災害発生時から災害後まで、文化財を守る適切な取り組みが行える体制を構築する必要があります。【文化財課】

③文化財は次世代に継承すべき重要な財産として保護する必要があります。【文化財課】

施策分野別推進方針

- ①・施設の計画的な修繕や防災設備の整備などを進めるとともに、所有者または管理者に対し、文化財管理保護の指導・助言を行うなど、防災に関する意識の向上を図ります。
【文化財課 施策分野：(3)】
・国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概要および応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告し、連携しながら対応に努めます。
【文化財課 施策分野：(3)】
- ②・文化財防火デーの消防訓練等を通して文化財の防災意識の高揚に努めるとともに、日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図ります。
【文化財課 施策分野：(3)】
- ③・火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう防災施設整備、耐震対策工事を実施し、盗難や不審者から文化財を護る防犯対策等の配備に努めるとともに、警察や消防、関係機関と調整を図りながら対策を講じます。【文化財課 施策分野：(3)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策分野別	指標	設定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・ハザードマップの改定	R 7年度 15%	R 11年度 100%	防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課

6-7 観光、農産物等に対する風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

脆弱性評価結果

(各種情報の的確な発信)

- ①災害発生時に、観光客や地域の農産物を購入する消費者に対して、本市の正確な情報を届ける手法を検討する必要があります。また、関係する行政機関や地域の関係団体と連携し、風評被害を防止する対策を検討する必要があります。【観光交流課、農政企画課】(市内企業のBCP策定促進等)
- ②大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（事業継続計画）の取組が必要であることから、BCPの普及に当たり、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築に努めます。【産業商工課】
- ③国のアンケート調査によると、売上が震災前の水準以上に回復した県内事業者の割合はいまだに5割を切るため、被災事業者の業績回復には一定の期間を要します。そのため安定的な雇用の実現に向けた支援が必要であることから、大規模災害発生時には大量の失業者の発生が想定されることに伴い、緊急・一時的な雇用の場の創出を行うなど、雇用の場の確保等の対策が必要になります。【産業商工課】

施策分野別推進方針

- ①・災害発生時、観光客や地域の農産物を購入する消費者に対して迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、風評被害防止策について、関係する行政機関や地域の関係団体と連携して検討します。【観光交流課、農政企画課 施策分野：(4)】
- ②・県では、協定締結機関との連携によるBCP策定ガイドライン等を活用した各種セミナーを開催しているため、本市企業においても一層の普及を促進し、策定へ向けて施策の浸透を図ります。【産業商工課 施策分野：(4)】
- ③・県では、協定締結機関との連携によるBCP策定ガイドライン等を活用した各種セミナーを開催しているため、本市企業においても一層の普及を促進し、策定へ向けて施策の浸透を図ります。【産業商工課 施策分野：(4)】

◆関連する指標（施策分野別）

施策分野別	指標	設定		担当課
		基準値	目標値	
(2)	・地域防災計画の見直し、更新	R7年度 改定		防災安全課 各所属課

8 施策分野別指標一覧

施策分野	指標	リスク シナリオ	設定		担当課
			基準値	目標値	
(1) 市民が主役 協働のまちづくり	・自主防災組織による防災訓練実施回数	1-1 6-5	R7年度 200回	R11年度 300回	防災安全課
	・宮城県防災指導員数(累積数)	6-5	R7年度 800人	R11年度 1,000人	防災安全課
	・自主防災組織連合組織の結成数	2-1	R7年度 4団体	R11年度 6団体	防災安全課
	・防災士会の派遣による研修会等の開催	6-5	R7年度 50回	R11年度 80回	防災安全課
	・防災倉庫の資機材等の点検	2-1 3-1	R7年度 1回	R11年度 2回以上	防災安全課
	・緊急初動隊の機能強化へ向けた研修会等の開催	1-1	R7年度 1回	R11年度 2回以上	防災安全課
(2) 安全・安心で交流が盛んなまちづくり	・住宅耐震化率	1-1	R6年度 83.4%	R7年度 95%	建築指導課
	・防災拠点施設数	1-1 2-4 3-1 4-3	R7年度 3箇所	R11年度 4箇所	防災安全課
	・ポンプ積載車配備率	1-1	R7年度 78%	R11年度 80%以上	防災安全課
	・計画的な食料の備蓄	2-3 2-4 2-5	R7年度 100%		防災安全課
	・緊急輸送道路ネットワーク計画の策定	4-3	R7年度 100%		防災安全課
	・危機管理職員行動マニュアルの周知	3-1	R7年度 100%		防災安全課

施策分野	指標	リスク シナリオ	設定		担当課
			基準値	目標値	
(2) 安全・安心で交 流が盛んなまち づくり	・下水道による都市浸水 対策達成率	1-2	R 7年度 52.8%	R 11年度 56.5%	下水道 施設課
	・跨線橋耐震化調査率	5-4	R 6年度 100%		建設課
	・無電柱化の実施距離	5-4	R 6年度 100%		都市計画課
	・消防団員の確保	2-1 6-1	R 7年度 2,047人	R 11年度 2,430人	防災安全課
	・源泉配管の更新率	1-3	R 7年度 0%	R 11年度 60%	鳴子総合支所 地域振興課
	・総合防災情報システム の操作研修会の開催	5-1	R 7年度 2回	R 11年度 3回	防災安全課
	・各支所間等の通信 訓練の実施	3-1 5-1	R 7年度 1回	R 11年度 2回以上	防災安全課
	・「住民参加型」防災 訓練の整備	1-1 6-5	R 7年度 0%	R 11年度 100%	防災安全課
	・他自治体との災害時相 互応援協定に基づく 防災訓練の実施	2-4	R 7年度 2回	R 11年度 2回以上	防災安全課
	・災害時相互応援協定の 締結数 (自治体)	2-1 2-4 6-1	R 7年度 27件	R 11年度 30件	防災安全課
	・災害時相互応援協定の 締結数 (民間)	2-1 2-4 2-5 6-1 6-4	R 7年度 60件	R 11年度 70件	防災安全課
	・ハザードマップの 改定	1-2 6-6	R 7年度 15%	R 11年度 100%	防災安全課
	・災害発生時における初 動対応マニュアルの 整備	1-1	R 7年度 0%	R 11年度 100%	防災安全課

施策分野	指標	リスク シナリオ	設定		担当課
			基準値	目標値	
(2) 安全・安心で交流が盛んなまちづくり	・避難所運営マニュアルの見直し、更新	1-2 2-3 2-6 6-1 6-5	R 7年度 100%		防災安全課
	・地域防災計画の見直し、更新	1-1 ～ 6-7	R 7年度 改定		防災安全課 各所属課
	・特定都市河川の指定(流域単位)	1-2	R 7年度 2箇所	R 11年度 3箇所	都市計画課
	・立地適正化計画の改定	1-2	R 7年度 未改定	R 11年度 改定	都市計画課
	・宮城県建築行政マネジメント計画の推進(アスベスト対策)	4-2	R 7年度 100%		建築指導課
	・機能別消防団員(学生消防団員等)の確保	1-1 2-1	R 7年度 41名	R 11年度 60名	防災安全課
	・消防団協力事業所への登録数	1-1 2-1	R 7年度 43件	R 11年度 60件	防災安全課
	・女性消防団員の確保	1-2	R 7年度 34名	R 11年度 45名	防災安全課 男女共同参画推進室
	・女性を対象とした防災等の研修会の開催	1-2	R 7年度 1回	R 11年度 3回	防災安全課 男女共同参画推進室
(3) 地域の個性を生かし豊かな心をはぐくむまちづくり	・大崎市LINE公式アカウントの登録者数	5-1		R 11年度 1万名	デジタル戦略課
	・小中学校天井等耐震対策率	3-1	R 7年度 77.8%	R 11年度 100%	教育総務課
	・教育委員会と連携した出前講座数	1-1	R 7年度 5件	R 11年度 10件	防災安全課 生涯学習課

施策分野	指標	リスク シナリオ	設定		担当課
			基準値	目標値	
(4) 活力あふれる産業のまちづくり	・間伐実施面積 (年平均)	5-4 4-4	R7年度 260ha	R11年度 910ha	農村環境整備課
	・林道・林業専用道 (累積合計)	6-2	R7年度 190km	R11年度 235km	農村環境整備課
(5) 地域で支え合い健康で元気なまちづくり	・保健活動マニュアルの策定	2-6	R7年度 100%		健康推進課
	・福祉避難所運営マニュアルの策定	2-6	R7年度 100%		健康推進課
	・市内災害拠点病院におけるBCP策定状況	2-2	R7年度 100%		市民病院
	・予防注射接種率 (麻疹・風疹)	2-6	R7年度 93.9%	R11年度 95%	健康推進課
	・要配慮者利用施設による避難確保計画の策定	3-1	R7年度 293件	R11年度 400件	防災安全課
	・避難行動要支援者の個別避難計画の策定	3-1	R7年度 1件	R11年度 837件	社会福祉課
	・福祉避難所との協力協定締結の見直し、推進	2-3 6-1 6-5	R7年度 24事業所	R11年度 30事業所	社会福祉課
(6) 自然と共生し環境に配慮したまちづくり	・危険空家の解体件数 (累積合計)	1-1	R7年度 31件	R11年度 81件	環境保全課
	・災害廃棄物一時保管場所数	2-6 6-3	R7年度 6カ所	R11年度 7カ所	環境保全課
	・水道浄水施設の耐震化率	5-3	R7年度 99.1%	R11年度 99.1%以上	上水道施設課
	・上水道配水施設の耐震化率	5-3	R7年度 52.7%	R11年度 59%以上	上水道施設課
	・上水道管路の耐震化率	5-3	R7年度 16.3%	R11年度 18%以上	上水道施設課

第3章 國土強靱化地域計画（第2期）に基づき実施する主な関連事業

國土強靱化施策を計画的に推進していくため、以下の主な関連事業を実施する。

施策分野	事務事業名	事業概要	担当課
(1) 市民が主役 協働のまち づくり	コミュニティ施設整備事業	地域の防災拠点となる集会所等の施設整備に係る一部補助	まちづくり 推進課
	行政情報化推進事業	内部情報システムを活用し、行政事務の効率性を高め、効果的な行政運営を図るために必要な管理等に係る経費	デジタル 戦略課
	地域情報化推進事業	市役所及び各小中学校間等を光ケーブルで結び、各種システムの運用を行うために必要な管理等に係る経費	デジタル 戦略課
(2) 安全・安心 で交流が盛 んなまちづ くり	防雪柵設置事業（社会资本整備総合交付金）	雪害に伴う交通障害は深刻な問題で経済活動等に重大な影響を及ぼすことから、防雪柵を設置し冬期間の安全な通行を確保する	建設課
	除雪機械更新事業（社会资本整備総合交付金）	除雪機械の計画的な更新により継続した除雪体制を保持し、冬期間の円滑な交通と安全を確保する	鳴子総合支所 地域振興課
	橋梁長寿命化修繕事業（道路メンテナンス事業費補助、道路新設改良事業債）	予防的な補修等を計画的に進め橋梁の延命化とコスト縮減を図り、道路ネットワークの安全性と信頼性を確保する	建設課
	市道等新設改良事業（社会资本整備総合交付金、道路新設改良事業債）	市民生活を支える市道の新設及び改良を計画的に進め、安全・利便性の向上と交通の円滑化による道路環境の快適性向上を図る	建設課
	区画道路網整備事業（道路新設改良事業債）	地域の合意を得ながら狭隘道路の整備を進め通行や環境衛生の向上、消防・救急活動の円滑化など身近な区画道路網の形成を図る	建設課
	防災対策経費（防災・安全社会资本整備交付金）	市民の生命、身体、財産を災害から保護するために、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施等に要する経費	防災安全課
	消防施設整備事業（市町村振興総合補助金）	火災発生時の初期消火活動等の迅速化を図るために、「小型ポンプ付積載車」「ポンプ置場」「消火栓」「防火水槽」等の整備に要する経費	防災安全課
	消防団運営経費	火災や自然災害から市民の生命、身体、財産を保護するために、円滑な消防団活動を推進するための経費	防災安全課
	狭い道路整備等促進事業（社会资本整備総合交付金）	幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを図る	建築指導課
	耐震改修促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物の耐震性の向上、危険ブロック塀等の除去を推進する	建築指導課
	宅地かさ上げ等事業	立地適正化計画に定める居住誘導区域内における住宅の浸水被害の軽減を図るために、宅地かさ上げの推進を図る	都市計画課
	排水路改良整備事業（緊急自然災害防止対策事業債）	未整備水路を整備し、雨水排水の円滑な処理と衛生的な環境整備を実施する	建設課
	排水路改良整備事業【浸水対策】（緊急自然災害防止対策事業債）	市内全域の常襲冠水地区の浸水被害を軽減させるため、排水路の改修を実施する	建設課

(2) 安全・安心 で交流が盛 んなまちづ くり	〈新計〉環状道路整備事業（社会資本整備総合交付金、街路整備事業債）	市内の交通渋滞緩和のため交通分散による円滑な交通を推進するとともに主要な拠点施設などへのネットワーク構築を図る	建設課
	道路舗装修繕事業（公共施設等適正管理推進事業債）	路面性状調査により舗装の劣化度を把握し道路の維持管理・修繕を計画的に進め安全で円滑な交通確保を図る	建設課
	社会资本整備道路修繕事業（社会资本整備総合交付金）	路面性状調査により修繕の優先度が高い路線について計画的な道路修繕を行い安全で円滑な交通確保を図る	建設課
	住宅・建築物アスベスト改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図るために、住宅・建築物のアスベスト対策を促進する	建築指導課
	消防施設整備事業（消防防災施設整備費補助金）	火災発生時の初期消火活動等の迅速化を図るため、「防火水槽」等の整備に要する経費	防災安全課
	防雪柵設置事業（社会资本整備総合交付金）	雪害に伴う交通障害は深刻な問題で経済活動等に重大な影響を及ぼすことから、防雪柵を設置し冬期間の安全な通行を確保する	建設課
(3) 地域の個性 を生かし豊 かな 心をはぐく むまちづく り	小学校改修事業（学校施設環境改善交付金）	老朽化及び構造上危険な状態にある小学校の大規模改理工事等	教育総務課
	小中学校天井等耐震化事業（学校施設環境改善交付金）	小・中学校校舎及び屋内運動場の天井等耐震化改理工事	教育総務課
	学校教育環境整備事業	学校再編をはじめとした学校教育環境の整備及び体制構築	教育総務課
	公民館施設改修事業	公民館施設の改修及び修繕	生涯学習課
	文化施設改修事業	文化施設の改修及び修繕	生涯学習課
	体育施設改修事業	体育施設の改修及び修繕	生涯学習課
	国内都市交流事業	姉妹友好都市等との相互交流	観光交流課
	国際都市交流事業	姉妹友好都市等との相互交流と多文化共生の推進	政策課
	中学校改修事業（学校施設環境改善交付金）	老朽化及び構造上危険な状態にある中学校の大規模改理工事等	教育総務課
	学校給食施設改修事業（学校施設環境改善交付金）	老朽化した給食施設の機器・設備の改修工事等	教育総務課
(4) 活力あふれる産業のま ちづくり	観光振興事業	地域と一体となった観光情報発信と受入環境の整備	観光交流課
	中山間地域等直接支払推進事業	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付	農村環境整備課

(4) 活力あふれる産業のまちづくり	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援	農村環境整備課
	農村地域防災減災事業	農業水利施設のストックマネジメント。防災重点ため池の豪雨・地震対策	農村環境整備課
	水利施設整備事業	農業水利施設のストックマネジメント	農村環境整備課
	田んぼダム推進事業	水田の貯留機能を活用した田んぼダムの取組を推進し、洪水被害の軽減を図る	農村環境整備課
	農地利用効率化等支援事業	農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援	農政企画課
	造林事業	森林の有する多面的な機能をより高度に発揮させるため、市有林の造林、徐間伐、下刈り等の実施	農村環境整備課
	地域林業整備事業	国県の補助を受けて事業行う林業事業体等に対し、事業費の一部を補助	農村環境整備課
	おおさき地域材需要拡大支援事業	市産材を主要構造部に一定以上利用する一戸建ての新築木造住宅の建て主に対し、一定額を助成	農村環境整備課
(5) 地域で支え合い健康で元気なまちづくり	社会福祉施設改修事業	社会福祉施設の今後の方針整理と老朽化に伴う大規模改修（長寿命化）	高齢障がい福祉課
	介護保険施設整備事業	認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の支援や施設の老朽化に伴う大規模修繕等費用の一部を補助するもの	高齢障がい福祉課
	地域医療連携拠点施設整備事業	大崎地域 1 市 4 町が地域の持続可能な医療提供体制を確保するため連携協約した、目指す姿である「機能の最適化と連携の強化」、「医師、看護師等の確保と働き方改革への対応」、「新興感染症の感染拡大時に備えた機能、設備の充実」の実現のため整備するもの。	市民病院
(6) 自然と共生し環境に配慮したまちづくり	上水道老朽管更新事業（水道管路緊急改善事業、重要給水施設配水管事業）	管路更新計画に基づき、緊急性・重要度を考慮して水道管路の耐震化を図りながら老朽管を計画的に更新する	上水道施設課
	水道施設耐震補強事業（基幹水道構造物の耐震化事業）	基幹水道構造物の地震に対する安全性を確保するため、耐震補強等が必要とされる既存施設の耐震性能を向上させるために耐震調査・補強・改築・更新をする	上水道施設課
	上水道配水管整備事業	道路改良や基盤整備等に伴う配水管の新設及び未給水地域への配水管整備をする	上水道施設課
	緊急時給水拠点確保事業（緊急遮断弁）	災害発生時に給水機能が停止した際の緊急的措置として、配水池の貯水を確保し、応急給水拠点を確立させライフラインを持続させる	上水道施設課
	下水道建設事業【汚水】（社会資本整備総合交付金）	汚水管渠の整備（公共用水域の水質保全と生活環境の改善）	下水道施設課

下水道建設事業【ストックマネジメント】(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金))	下水道施設の老朽化対策(長寿命化)	下水道施設課
下水道建設事業【雨水】(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金))	雨水施設の整備(浸水被害の軽減)	下水道施設課
農業集落排水事業【強靭化】(農村整備事業費)	農業集落排水施設の強靭化(改築・更新)	下水道施設課
浄化槽市町村整備推進事業(循環型社会形成推進交付金)	申請による公設浄化槽の整備(公共用水域の水質保全と生活環境の改善)	下水道施設課
公園維持管理経費	平時のスポーツや地域活動など市民の憩いの場や災害時の避難場所など快適・安心な環境を提供するための維持管理	建設課

第4章 計画の推進

1 市地域計画の進行管理

市地域計画を推進するためには、各取り組みを着実に実施するだけでなく、評価・検証し、必要に応じて計画を見直すことが必要なことから、取り組み状況の確認などの進行管理を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画については、重複する点も多い大崎市地域防災計画の作成等を担う、大崎市防災会議委員の意見を聴取します。

2 関係機関との連携

市地域計画における取り組みは、まちづくり、教育、福祉、防災、情報等が様々に関連する計画であることから、計画の推進に当たっては、各部・各総合支所等との密接な連携を図るだけでなく、国、県等の関係する機関との連携について、平時から関係性の構築を図っていきます。

3 市民・企業との協働

本市が国・県等と連携して行う公助だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することはできないため、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力の強化を図る取り組みを推進します。

また、地域防災力の強化については、市民・自主防災組織・事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制の強化を図りますが、各地域の自主防災組織は、高齢化等による人材不足が影響し、後継者の選任にも苦慮している状況にあります。そのため、コミュニティの醸成を図りながら世代間を越えて若年層から高齢者等までが参加する防災訓練の開催を促すことで、住民同士の地域内での関係性の構築を図り、地域防災力の強化を促進していきます。

《資料編》

資料 1 國土強靭化関連市計画等一覧

総合計画等

番号	計画等の名称
1	第2次大崎市総合計画
2	大崎市国土利用計画（第二次）
3	第2期 宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略
4	大崎市新市建設計画

個別計画等

番号	計画等の名称	担当課
5	大崎市地域防災計画	防災安全課
6	大崎市業務継続計画	防災安全課
7	大崎市公共施設等総合管理計画	財政課
8	第2次大崎市環境基本計画	環境保全課
9	大崎市災害廃棄物処理計画	環境保全課
10	第2次大崎市空家等対策計画	環境保全課
11	大崎市過疎地域持続的発展計画	政策課
12	第4次大崎市男女共同参画推進基本計画	まちづくり推進課
13	大崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	環境保全課
14	第8期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢障がい福祉課
15	第2次大崎市健康増進計画	健康推進課
16	大崎市民病院経営強化プラン	健康推進課
17	大崎市民病院事業継続計画（BCP）	市民病院
18	大崎市地域福祉計画	社会福祉課
19	第3次大崎市障がい者計画	高齢障がい福祉課
20	第2次大崎市産業振興計画	農政企画課
21	大崎市森林ビジョン	農村環境整備課
22	大崎市森林整備計画	農村環境整備課
23	大崎市観光振興ビジョン	観光交流課
24	大崎市都市計画マスタープラン	都市計画課
25	大崎市立地適正化計画	都市計画課
26	舗装維持修繕計画	建設課
27	橋梁長寿命化修繕計画	建設課
28	トンネル長寿命化修繕計画	建設課
29	道路附属物等長寿命化修繕計画	建設課
30	公園施設更新計画	建設課
31	大崎市耐震改修促進計画	建築指導課
32	第2次大崎市住生活基本計画	建築住宅課
33	大崎市公営住宅等長寿命化計画（2次計画）	建築住宅課
34	第2期大崎市水道ビジョン	上水道施設課
35	大崎市水道事業のアセットマネジメント	上水道施設課
36	第2次大崎市生涯学習推進計画	生涯学習課
37	大崎市学校施設長寿命化計画	教育総務課
38	大崎市地域公共交通計画	まちづくり推進課
39	大崎市こども計画	子育て支援課
40	第2次大崎市公立保育施設民営化計画	子育て支援課
41	大崎市雨水管理総合計画	下水道施設課
42	旧有備館および庭園保存活用計画	文化財課

資料2 過去における災害の概要

本市の過去における主な災害は、次のとおりです。

1 地震災害

発生年月日	災害の様子
S 3 7. 4. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部地震 ○震源地は宮城県北部。マグニチュード6.5 ○死者2名、重傷者12名、軽傷者84名 ○損害額5億5,179万円 ○全壊9棟、半壊42棟、土木被害16カ所等 ○江合川右岸の江合、左岸の上坪、新江合川右岸の寺浦で液状化が発生。液状化の影響で江合橋の橋桁が水平15cm、上下5cmのずれを示した
S 5 3. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県沖で発生した地震 ○マグニチュード6.7、負傷者9名、建物被害446件、その他被害435件、被害総額1億6,498万円
S 5 3. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○1978年宮城県沖地震 ○震源地は宮城県沖、北緯38°09'、東経142°10' ○震源の深さ40km、マグニチュード7.4、震度5 ○旧小牛田町に接する馬櫛で家屋倒壊の被害が発生 ○負傷者30名 ○県内で全壊1,377棟、半壊6,123棟、一部破損125,370棟の被害が発生
H 8. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で発生した地震 ○震源地は県北部直下、マグニチュード5.8 ○半壊20棟、一部損壊117棟、被害総額4億円以上
H 1 5. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で連続して発生した地震 ○震源地は宮城県中部。北緯38°24.3'、東経141°10.2' ○震源の深さ12km、マグニチュード6.4、震度6弱 ○全壊54棟、半壊312棟、一部損壊2,632棟 ○重傷者19名、軽傷者98名（大崎圏） ○県内の被害総額320億円
H 2 0. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 ○震源地は岩手県内陸南部。北緯39°1.7'、東経140°52.8' ○震源の深さ8km、マグニチュード7.2、震度6弱 ○全壊1棟、半壊7棟、一部損壊287棟 ○死亡者0名（市外での死亡者2名）、重傷者9名、軽傷者72名 ○県内の被害総額1,094億円（公共施設等被害）
H 2 3. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震 ○震源地は三陸沖。北緯38°6.2'、東経142°51.6' ○震源の深さ24km、マグニチュード9.0、震度6強 ○全壊596棟、大規模半壊233棟、半壊2,201棟、一部損壊9,138棟 ○死亡者7名（市外での死亡者11名）、重傷者79名、軽傷者147名 ○県内の被害総額9兆1,653億円（H25.9.10現在、JR東日本の被害額は含まず） ○市内のライフラインの復旧月日 ①電気 3月21日 ②固定電話 3月21日 ③水道 3月31日
R 4. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年福島県沖を震源とする地震 ○震源地は福島県沖。北緯37°41.8'、東経141°37.3' ○震源の深さ57km、マグニチュード7.4、震度6弱 ○全壊1棟、中規模半壊3棟、半壊25棟、準半壊76棟、一部損壊939棟 ○重傷者1名、軽傷者4名 ○県内の被害総額305億円（R4.6.17現在） ○市内のライフラインの復旧月日 ①電気 3月17日 ②水道 3月20日

2 風水害災害

発生年月	災害の様子
S 5 5 . 8	○大雨により、鶴田川が決壊し、水田 3 5 0 ha 冠水
S 6 1 . 8	○台風第 10 号により、降雨量 2 7 1 mm ○吉田川 4 カ所で決壊 ○冠水面積 2, 6 7 0 ha (旧鹿島台町の約 50%) ○被害総額 1 1 1 億円 (旧鹿島台町災害対策本部) ○死者 1 名、全壊 4 3 棟、半壊 1 6 2 棟、一部損壊 5 8 0 棟 ○床上浸水 8 0 6 棟、床下浸水 4 3 8 棟 ○避難勧告 1, 4 1 5 世帯、5, 6 3 6 人
H 2 . 9	○台風第 19 号により吉田川左岸において、漏水あり。月の輪工法を 2 カ所で実施 ○被害総額 3, 0 2 2 万円
H 2 . 1 0	○大雨により、床上浸水 2 棟、床下浸水 8 7 棟 ○道路の通行不能 6 カ所
H 2 . 1 1	○大雨により、床下浸水 5 1 棟、道路の通行不能 3 カ所 ○シート張り工法、積み土のう工法、月の輪工法を実施
H 2 3 . 9	○台風第 15 号による被害 ○床上浸水 1 0 8 棟、床下浸水 1 0 0 棟 ○避難勧告及び避難指示 6 4 2 世帯、2, 2 3 0 人 (吉田川流域の上志田地区・下志田地区・内ノ浦地区の一部・鎌巻地区の一部)
H 2 7 . 9	○平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による被害 ○床上浸水 2 0 5 棟、床下浸水 4 9 0 棟 ○被害額 4, 7 5 1, 9 0 5 千円(家屋除く) ○避難所開設数 3 0 カ所、避難人数 2, 2 9 1 人 ○木流し・シート張り・月の輪・積土のう工法 ○救助者数 1 9 2 名 (ヘリ、ボート、徒手搬送)
R 1 . 1 0	○令和元年東日本台風による被害 ○床上浸水 3 8 9 棟、床下浸水 2 6 0 棟 ○被害額 8, 8 8 2, 8 2 0 千円(家屋除く) ○避難所開設数 2 2 カ所、避難人数 1, 8 3 8 人 ○救助者数 1 2 0 名 (ヘリ、ボート、徒手搬送)
R 4 . 7	○令和 4 年 7 月 1 5 日から 1 6 日の大雨による被害 ○床上浸水 1 7 5 棟、床下浸水 6 3 2 棟 ○避難所開設数 1 3 カ所、避難人数 2 5 8 人 ○救助者数 9 6 名 (ボート、徒手搬送)

【資料：大崎市地域防災計画、令和元年東日本台風に伴う被害状況 (R 3 . 2 . 1 2)】

3 火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、宮城県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の3火山が活火山に該当します。

本市にある活火山である鳴子は、近年、火山噴火被害は発生していません。また、本市に隣接し、噴火被害が想定される栗駒山は、1944年が直近の噴火となります。以下に活動状況等について整理します。

火山名	過去の活動状況等
鳴子	<p>鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約7kmの不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの4つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼（直径400m）の内外やその西側の溶岩ドーム（海拔396m）の壁では噴気活動が盛んである。</p> <p>溶岩ドームには直径100～400m程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼一上原テフラ（約1.8万年前）が潟沼形成に関わったと考えられている。</p> <p>鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気噴火が発生している。（日本活火山総覧（第4版）による）</p>
栗駒山	<p>栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。</p> <p>1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土（クロボク）中に堆積している火山灰の分析では、915年（十和田a火山灰）以降に、少なくとも2回（1944年の小噴火を含む）の水蒸気爆発が起き、約5,400年前（十和田一中摺（ちゅうせり）火山灰）から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている（日本活火山総覧（第4版）による）。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測、震動観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。</p>

【資料：宮城県国土強靭化地域計画】

資料3 県地域計画と市地域計画の施策分野の関係

	県地域計画 【施策分野】	市地域計画 【施策分野】	県地域計画 【施策分野】
個別 施策 分野	A 行政機能・情報通信等	(1) 市民が主役 協働のまちづくり	A, I, J, K
	B 住宅・都市	(2) 安全・安心で 交流が盛んなまちづくり	A, B, G, I J, K
	C 保健医療福祉	(3) 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまち づくり	A, I, J, K
	D 環境	(4) 活力あふれる産業のまち づくり	E, F, G
	E 農林水産	(5) 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり	C, K
	F 産業構造	(6) 自然と共生し 環境に配慮したまちづく り	B, D, H, I
	G 交通・物流		
	H 県土保全		
	I 土地利用		
	J リスク J コミュニケーション・ 地域づくり		
横断的 分野	K デジタル活用		

大崎市国土強靭化地域計画（第2期）

発行年月／令和7年●月策定

発 行／宮城県大崎市

編 集／大崎市総務部防災安全課

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

T E L 0229-23-5144

F A X 0229-24-2249

U R L <https://www.city.osaki.miyagi.jp/>

E-MAIL bousai@city.osaki.miyagi.jp
